

# 第2次向日市男女共同参画プラン

—改訂版—

(案)

向日市

2016年(平成28年)3月



# 第1章 計画改訂にあたって

---



# 1 計画策定の趣旨

## (1) 目的

計画の目的：

市、市民及び事業者との協働による男女共同参画の推進（条例で示した理念の具体化）

向日市男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）の前文で示すところの「すべての市民一人ひとりの人権が尊重され、家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、男女が支え合い、お互いの存在を高め合い、多様な生き方を認め合って、誰もがいきいきと暮らすことができる向日市」の実現を、市、市民及び事業者が協働して、総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定めるものです。

## (2) 性格・位置づけ

- この計画は、条例第 10 条に基づく男女共同参画基本計画であり、男女共同参画社会基本法第 14 条に規定される市町村男女共同参画計画にあたります。
- この計画は、国の第 4 次男女共同参画基本計画、京都府男女共同参画計画に即しています。
- この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」における市町村推進計画を包含しています。
- この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律<sup>1</sup>」第 2 条の 3 の第 3 項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を包含しています。
- この計画は、ふるさと向日市創生計画の施策の柱Ⅲ「信頼と協働で市民の声が届くまちづくり」の中の施策「男女共同参画社会の実現」を具体的に推進するための計画です。また、他の関連する計画との整合を図っています。
- この計画は、広く市民の意見を反映するため、市民意見交換会、パブリック・コメント（市民意見公募）を実施し、市民の意見を反映しています。

<sup>1</sup> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）：

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律（平成 13 年 10 月施行）。平成 16 年 12 月に被害者の自立支援の明確化、平成 19 年 7 月に保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務化等、平成 25 年 6 月に生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く）相手からの暴力及びその被害者についても法律を準用すること、などが改正されました。

### (3) 期間

本計画の期間は、平成 23（2011）年度から平成 32（2020）年度までの 10 年間とします。

ただし、具体的な事業及び目標値については、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応するため、計画期間の中間にあたる平成 27 年度に内容を見直し、改訂を行いました。

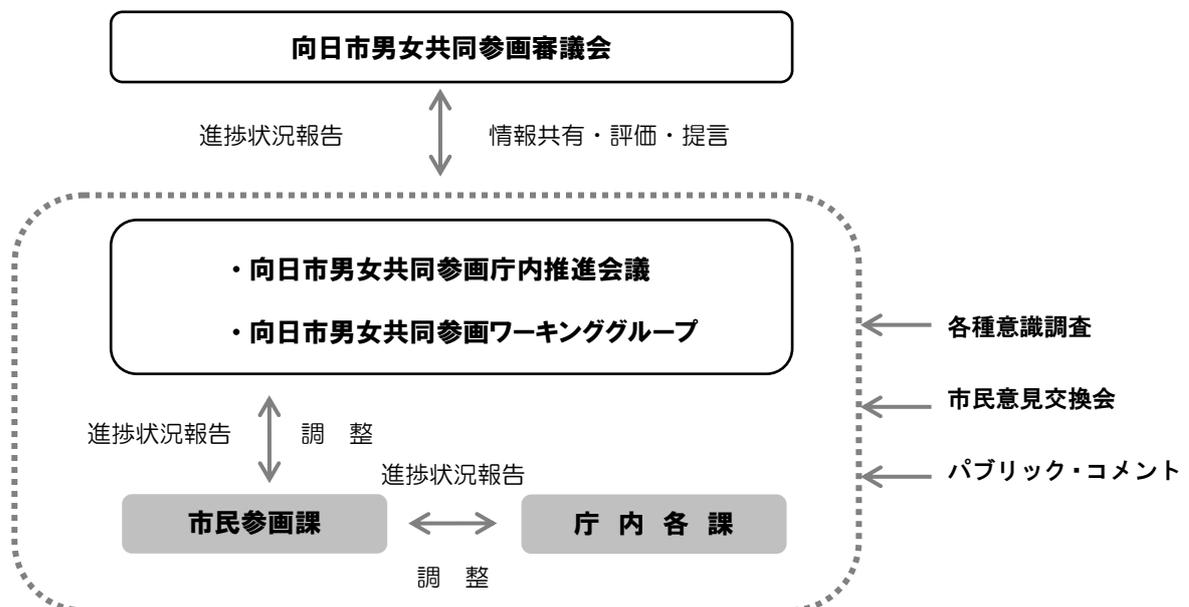
### (4) 対象

この計画は、市民、地域、事業所（企業等）、行政など、すべての個人及び団体を対象とします。

### (5) 策定体制と市民意見の収集

- 「向日市男女共同参画審議会」により、計画の内容を審議しました。
- 庁内に「向日市男女共同参画庁内推進会議」「向日市男女共同参画ワーキンググループ」を設置し、関係課による横断的な検討と総合調整を行いました。
- 広く市民の意見を収集するため、平成 28 年 2 月 13 日にワークショップ方式による市民意見交換会を開催しました。
- 向日市パブリック・コメントに関する要綱に基づき、平成 28 年 2 月 13 日から 3 月 13 日に市民の意見を募集しました。

図表 1 策定体制



## **(6) 調査の実施**

この計画の策定にあたって、市民意識調査、事業所意識調査及び市職員意識調査の3種のアンケート調査を実施しました（資料編参照）。

## 2 計画改訂の背景

### (1) 本市の取組

本市の男女共同参画の取組は、平成3年の「向日市女性政策21世紀プラン」の策定に始まります。プラン策定によって様々な女性政策を推進し、庁内体制の整備、有識者による女性政策推進専門家会議の設置や市内女性団体による女性団体懇話会の開催など、市民との協働を進めてきました。

平成9年、「向日市女性政策21世紀プラン」の改定、平成11年の庁内への女性政策ワーキンググループの設置により体制強化を図り、平成13年には「向日市男女共同参画プラン」を策定し、女性への暴力防止のための施策を整備しました。

平成18年1月、向日市男女共同参画推進懇話会による「(仮称)向日市男女共同参画推進条例の制定に向けた提言」を受け、同年3月、「向日市男女共同参画推進条例」の制定に至りました。これを受けて、平成19年3月には条例とプランの両輪による男女共同参画の推進に向け、プランの改訂を行いました。

平成23年3月、「向日市男女共同参画プラン」の計画期間が終了することから、「向日市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取り組みを推進するため、新たに平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間と定め、「第2次向日市男女共同参画プラン」の策定を行いました。

図表2 本市の主な取組

年(西暦)	取組
平成3(1991)年	・向日市女性政策21世紀プランを策定 ・女性政策庁内推進会議を設置 ・女性団体懇話会を開催
平成4(1992)年	・女性政策推進専門家会議を設置
平成5(1993)年	・市内小中学校で男女混合名簿を採用
平成9(1997)年	・向日市女性政策21世紀プランを改定
平成11(1999)年	・女性政策ワーキンググループ設置
平成12(2000)年	・職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程を施行 ・男女共同参画社会の実現をめざす市民意識調査を実施
平成13(2001)年	・向日市男女共同参画プランを策定 ・女性のための相談事業を開始
平成15(2003)年	・女性のための相談ネットワーク会議を設置

平成 16(2004)年	・ドメスティック・バイオレンス(DV)ハンドブックを発行
平成 17(2005)年	・男女共同参画推進懇話会より「(仮称)向日市男女共同参画推進条例制定に向けた提言書」提出
平成 18(2006)年	・向日市男女共同参画推進条例を施行 ・男女共同参画審議会を設置
平成 19(2007)年	・向日市男女共同参画プランを改訂
平成 22(2010)年	・男女共同参画社会の実現をめざす市民意識調査を実施
平成 23(2011)年	・第2次向日市男女共同参画プランを策定
平成 26(2014)年	・男女共同参画社会の実現をめざす市民意識調査を実施
平成 27(2015)年	・ドメスティック・バイオレンス(DV)ハンドブックを発行

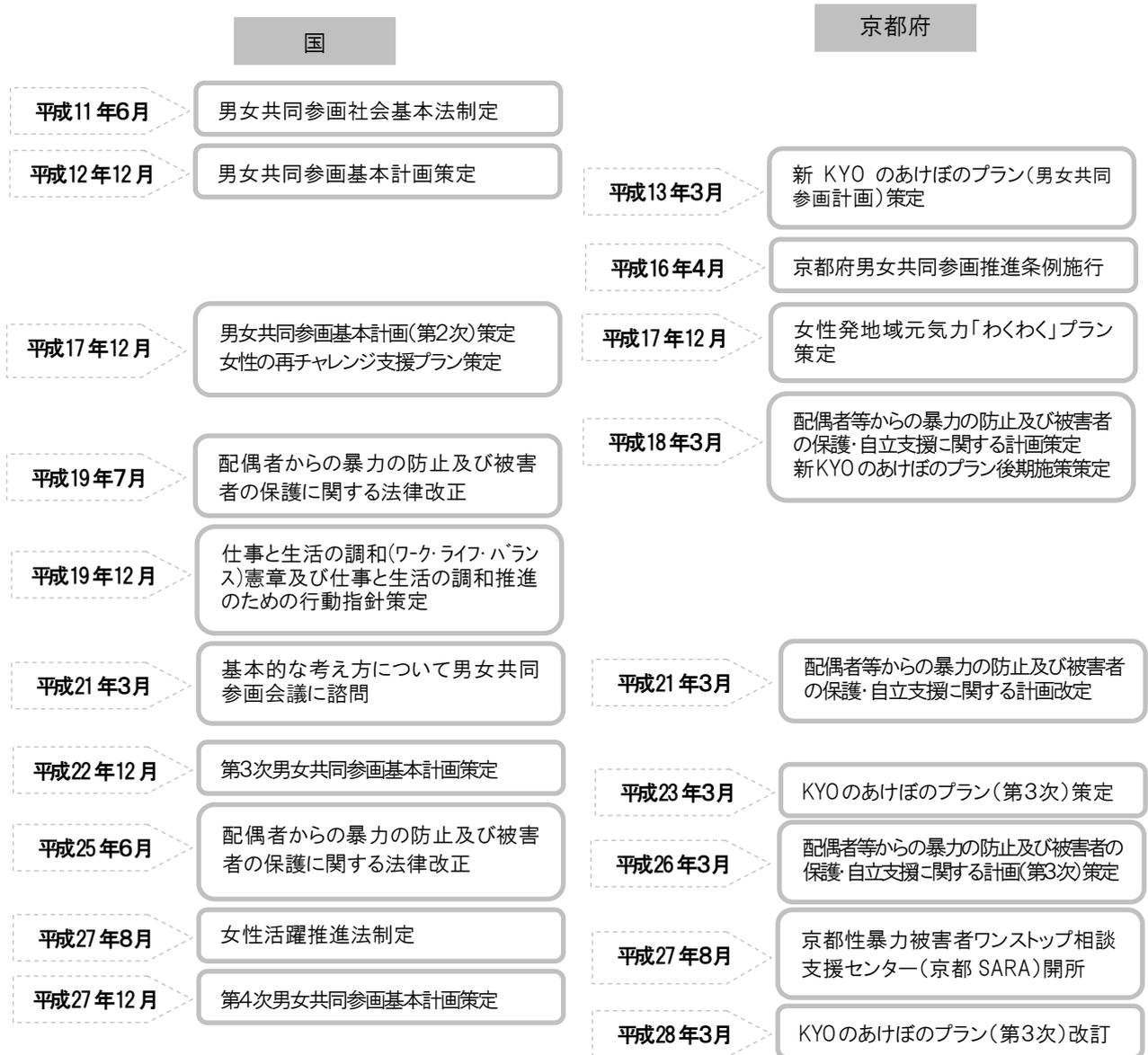
## (2) 男女共同参画に関係する主な法律等の制定・改正

図表 3 男女共同参画にかかる法律の制定・改正

年(西暦)	取 組
平成 12(2000)年	5月 ・ストーカー規制法成立 11月 ・ストーカー規制法施行
平成 13(2001)年	4月 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律成立 10月 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部施行 (配偶者暴力相談支援センターを除く)
平成 14(2002)年	4月 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行
平成 15(2003)年	7月 ・次世代育成支援対策推進法及び少子化社会対策基本法成立
平成 16(2004)年	5月 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正 (12月施行) 11月 ・育児・介護休業法改正(平成17年4月施行)
平成 18(2006)年	6月 ・男女雇用機会均等法改正(平成19年4月施行)
平成 19(2007)年	7月 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正 (平成20年1月施行) ・パートタイム労働法改正(平成20年4月施行)
平成 20(2008)年	12月 ・次世代育成支援対策推進法改正(平成21年4月施行)
平成 21(2009)年	7月 ・育児・介護休業法改正(一部を除き平成22年6月施行)
平成 25(2013)年	6月 ・ストーカー規制法一部改正(10月施行) ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正 (平成26年1月施行)
平成 26(2014)年	7月 ・男女雇用機会均等法改正施行
平成 27(2015)年	4月 ・次世代育成支援対策推進法改正施行 8月 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)成立 (9月施行)

### (3) 国・京都府の動向

図表 4 国・京都府の動向



国においては、平成 12 年、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画が策定され、平成 17 年に男女共同参画基本計画（第2次）、平成 22 年に第3次男女共同参画基本計画として見直しが行われました。平成 27 年に再び全体の見直しが行われ、同年 12 月に第4次男女共同参画基本計画が策定されました。

一方、“国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会”をめざし、平成 19 年 12 月、「仕事と生活の調和（ワ

ーク・ライフ・バランス<sup>2)</sup> 憲章」及び、これを実現するための「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。これにより、社会全体で「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」をめざすこととなり、第1子出産前後の女性の継続就業率、男女の育児休業取得率や6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間の向上などの数値目標が設定されました。

また、平成27年8月、女性が職業生活において、希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

京都府においては、平成13年度を初年度とする「新KYOのあけぼのプラン」が策定され、平成16年には京都府男女共同参画推進条例が施行されました。平成18年には、国の男女共同参画基本計画（第2次）を踏まえて、12の重点項目と計画推進の基盤づくり、平成22年度までの数値目標を設定した「新KYOのあけぼのプラン後期施策」が策定されました。その後、平成23年3月に「KYOのあけぼのプラン（第3次）」が策定され、平成28年3月には「KYOのあけぼのプラン（第3次）」の改訂が行われています。

また、平成25年6月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正を受け、平成26年3月には「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第3次）」が策定されました。

---

<sup>2)</sup> ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：

個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加など、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすることをいいます。



## 第2章 市の現状と課題

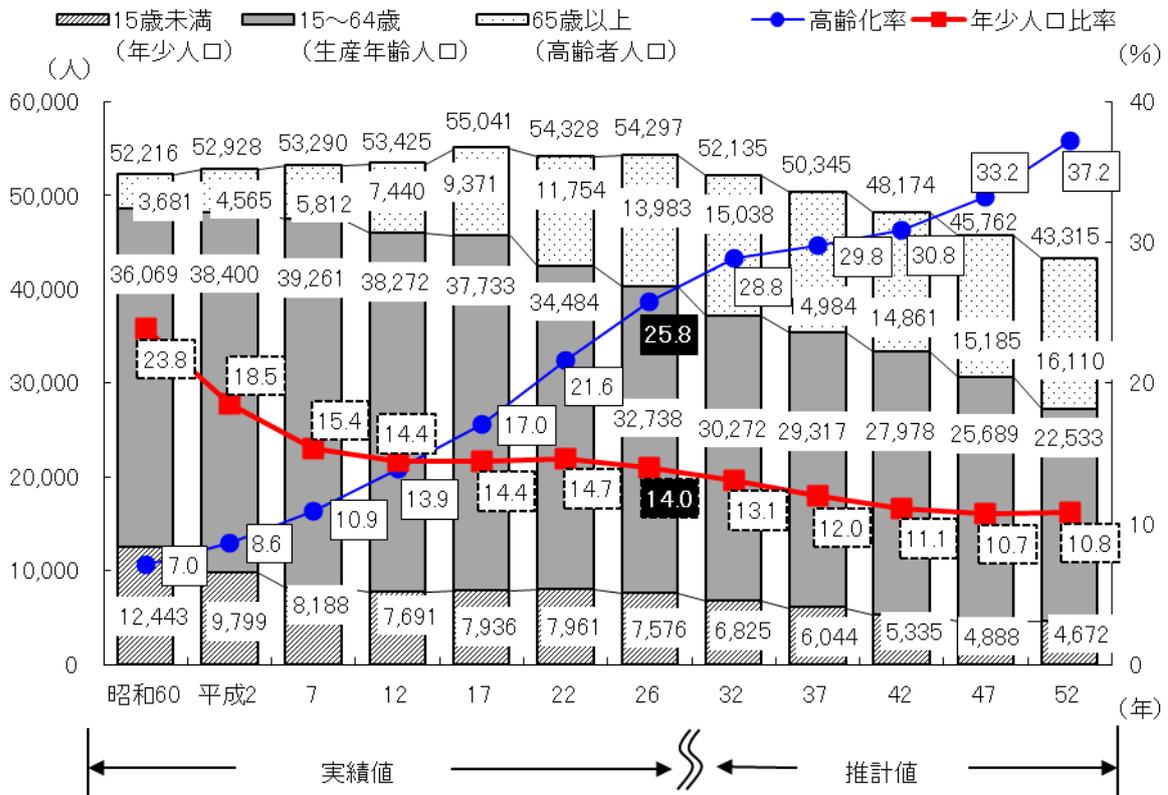
---

# 1 本市の現状

## (1) 少子高齢化の進行

向日市においても少子・高齢化が進んでいます。

図表 5 本市の年齢3階級人口の推移および高齢化率・年少人口比率



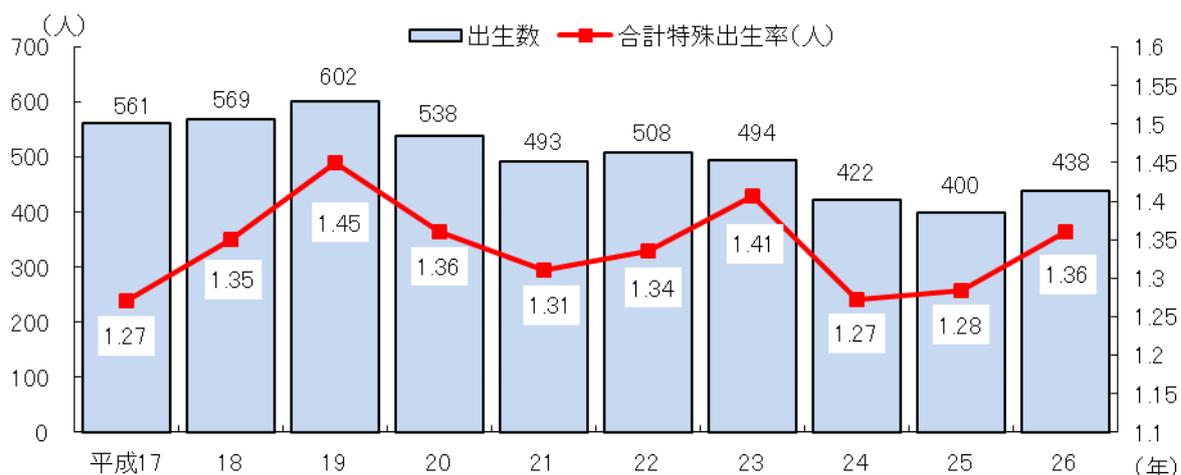
資料：総務省「国勢調査」(昭和60年～平成22年)及び向日市統計書(平成26年)  
 <各年10月1日現在>  
 国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)(平成32年～52年)



◇全国的に高齢化が進展する中で、平成26年の本市高齢化率(25.8%)は※京都府(26.9%)や全国(26%)とほぼ同水準となっています。しかし、年少人口比率(14.0%)については、※京都府(12.4%)や全国(12.8%)を上回っています。(※資料:総務省「人口推計」)

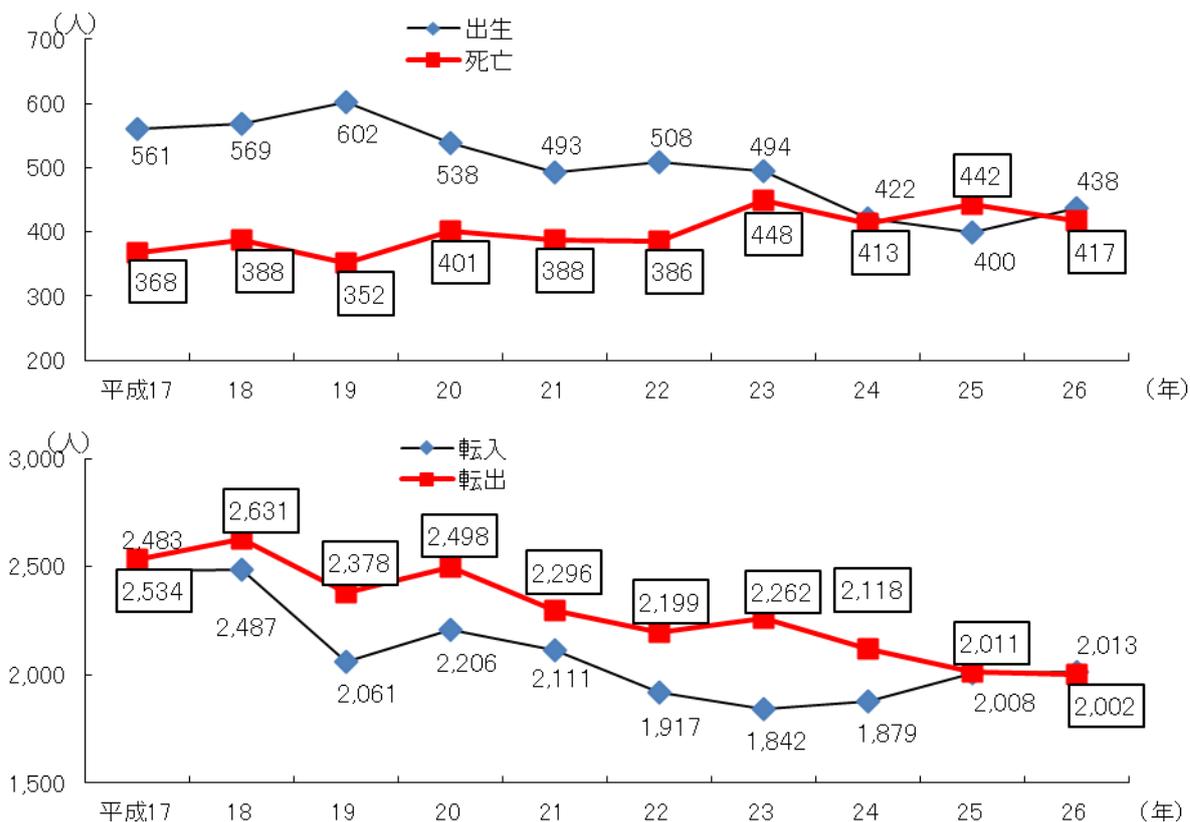
◇今後は、高齢化率と年少人口率の差が更に拡大していくことが予想されます。

図表 6 本市の出生数と合計特殊出生率の推移



資料：出生数は向日市統計書、合計特殊出生率は健康推進課による

図表 7 本市の自然増減(出生数・死亡数)および、社会増減(転出入)の推移



資料：向日市統計書



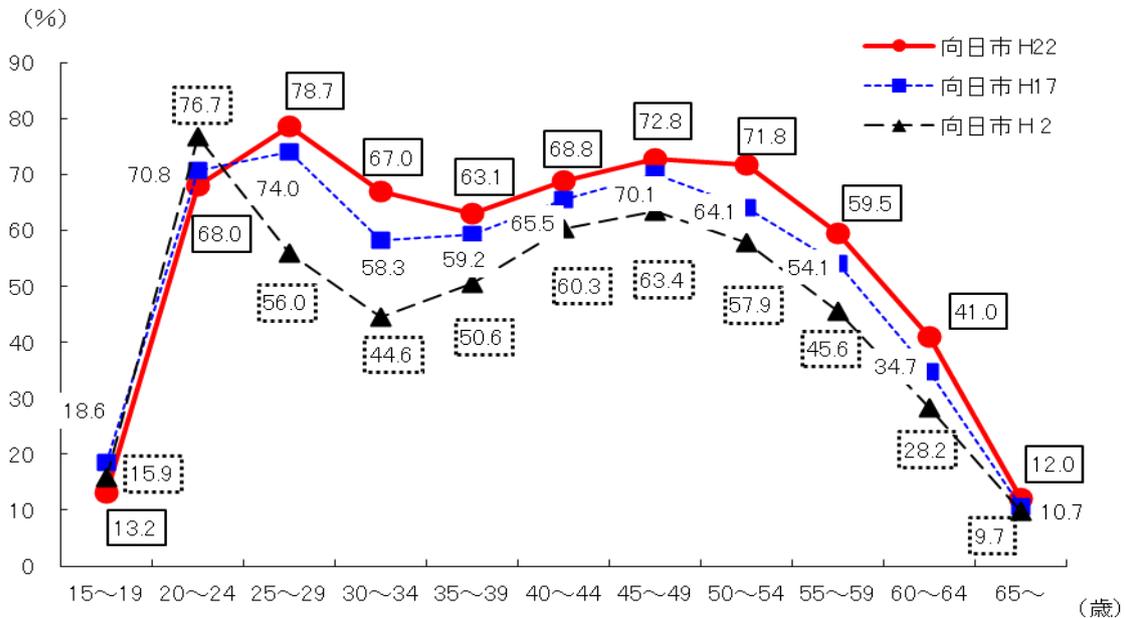
◇年間 500～600 人超であった本市の出生数は、平成 21 年にはじめて 500 人を下回り、平成 25 年には 400 人となっています。合計特殊出生率は、平成 17 年から比較すると一時減少はあったものの、平成 26 年は 1.36 人となっており、平成 24 年より上昇傾向にあります。

◇高齢者の増加に伴い死亡数は増加し、出生数の減少と相まって、平成 25 年には、死亡数と出生数が初めて逆転しました。一方、社会増減については、平成 18 年から平成 25 年まで転出が転入を上回っていましたが、平成 26 年に転出の減少と転入の増加が相まって、転入が転出を若干上回っています。

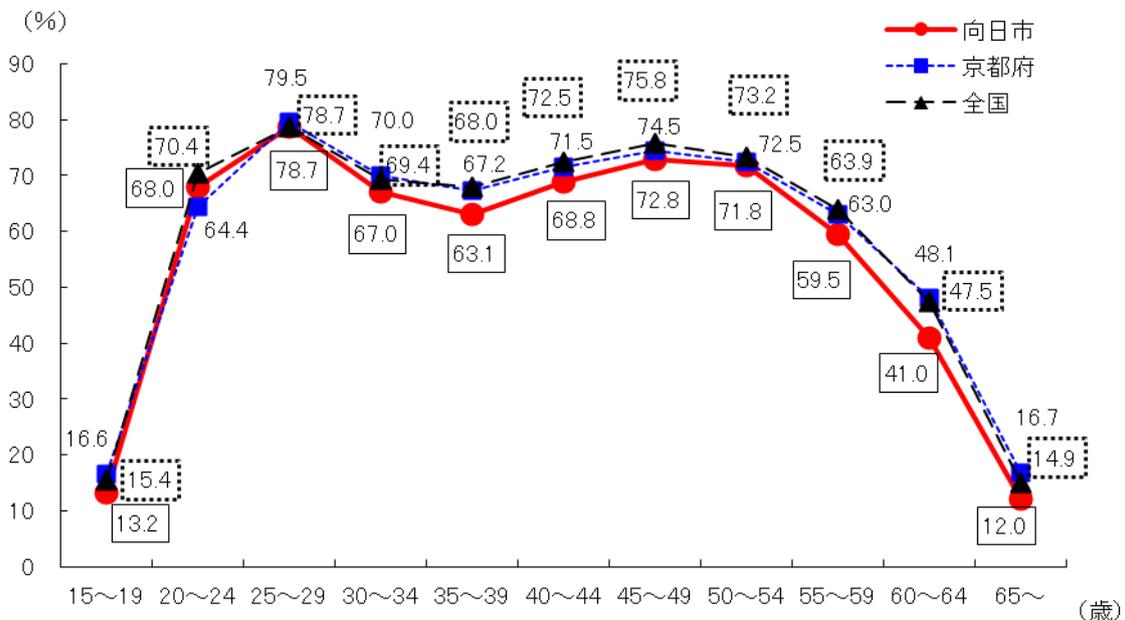
## (2) ライフスタイルの変化

向日市においても働く女性が増えていますが、M字の底は解消していません。

図表 8 本市女性の労働力率の推移



図表 9 本市女性の労働力率と京都府・全国との比較(平成 22 年)



資料：総務省「国勢調査」(平成2年、17年、22年)

労働力率(%)		15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
向日市	平成2年	15.9	76.7	56.0	44.6	50.6	60.3	63.4	57.9	45.6	28.2	9.7
	平成17年	18.6	70.8	74.0	58.3	59.2	65.5	70.1	64.1	54.1	34.7	10.7
向日市	平成22年	13.2	68.0	78.7	67.0	63.1	68.8	72.8	71.8	59.5	41.0	12.0
京都府	平成22年	16.6	64.4	79.5	70.0	67.2	71.5	74.5	72.5	63.0	48.1	16.7
全国	平成22年	15.4	70.4	78.7	69.4	68.0	72.5	75.8	73.2	63.9	47.5	14.9



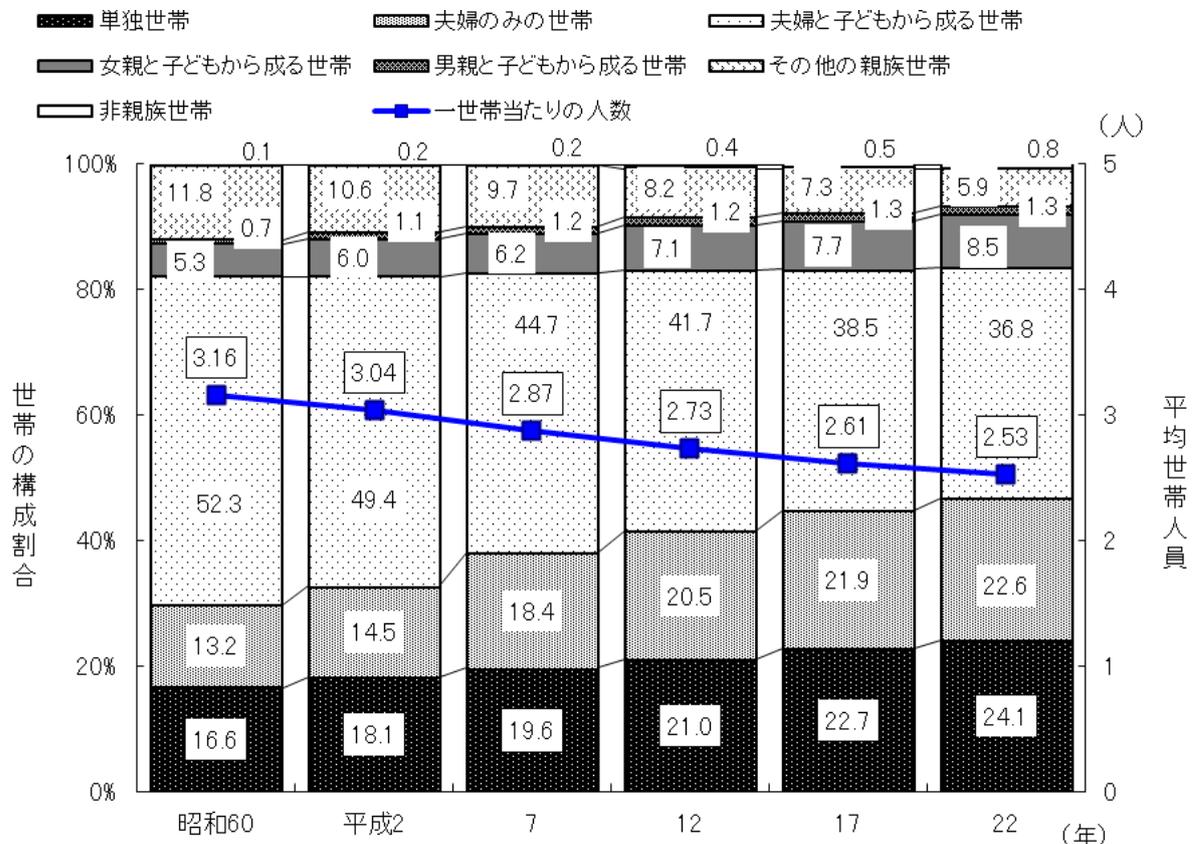
◇わが国の女性の労働力率の特徴は、子育て期に低下するM字カーブといわれる曲線を描くことですが、近年は30歳代のM字の底が上がってきています。

◇本市においても、平成2年から平成22年の女性の労働力率は30～34歳で22.4ポイント、35～39歳で12.5ポイント上昇しました。しかし、平成22年でみると、25～29歳(78.7%)と30～34歳(67.0%)の間で11.7ポイントの差があり、やはり子育て期の女性の労働力率は低くなっています。

◇平成22年における本市の女性の労働力率を比較すると、全体的に京都府、全国とほぼ同水準ではありますが、30～34歳(67.0%)において、京都府(70.0%)、全国(69.4%)を、35～39歳(63.1%)においても、京都府(67.2%)、全国(68.0%)をやや下回っており、子育て期の労働力率は、京都府、全国よりも、やや低い水準となっています。

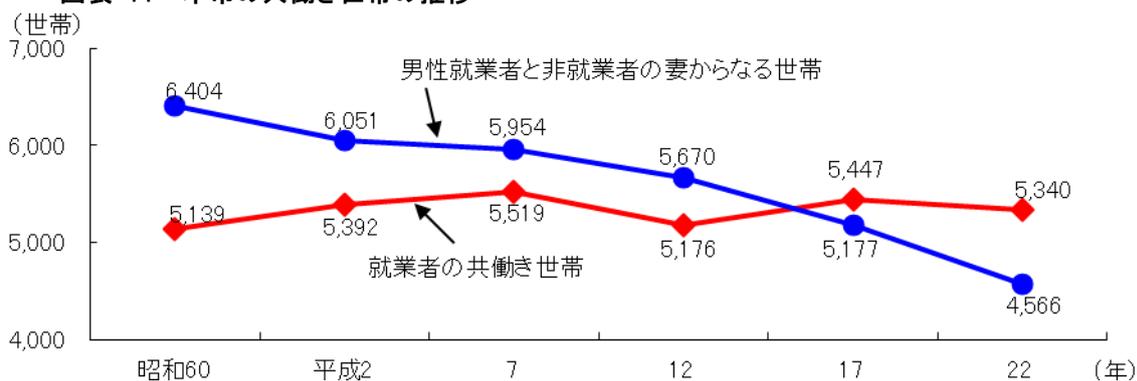
## 向日市においても家族形態は大きく変化しています。

図表 10 本市の世帯類型別割合と一世帯あたりの人数の推移



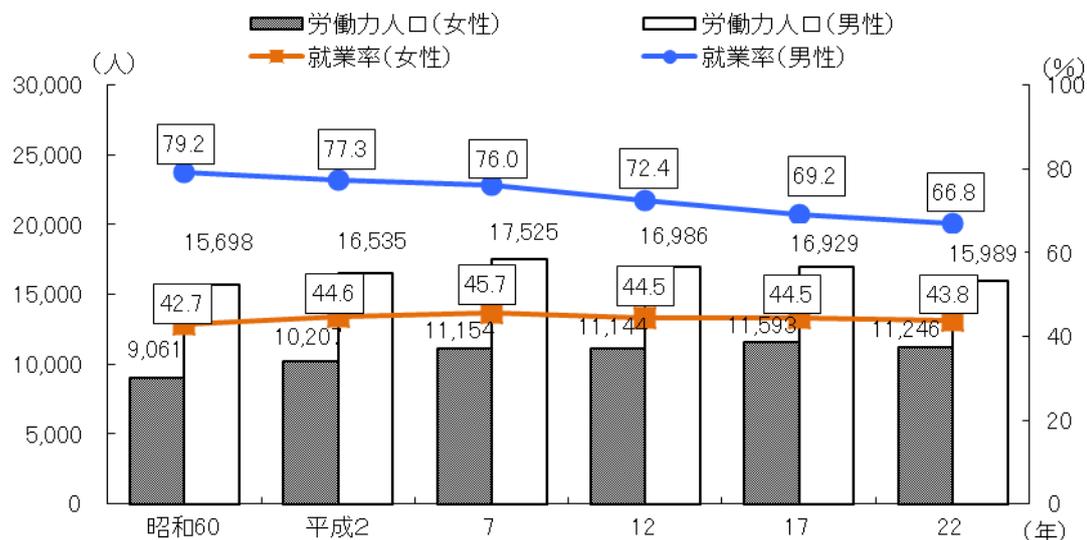
資料：総務省「国勢調査」(昭和60年～平成22年)

図表 11 本市の共働き世帯の推移



資料：総務省「国勢調査」(昭和60年～平成22年)

図表 12 本市の男女別労働力人口と就業率の推移

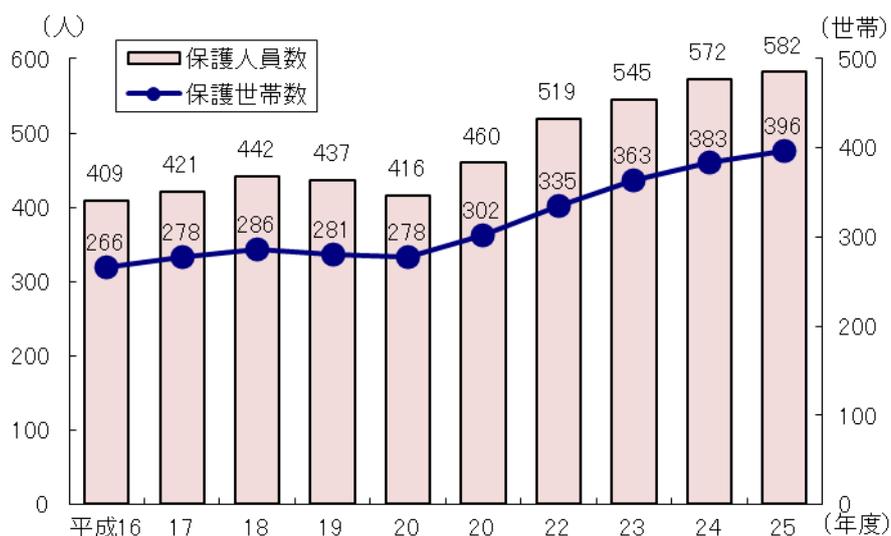


資料：総務省「国勢調査」(昭和60年～平成22年)



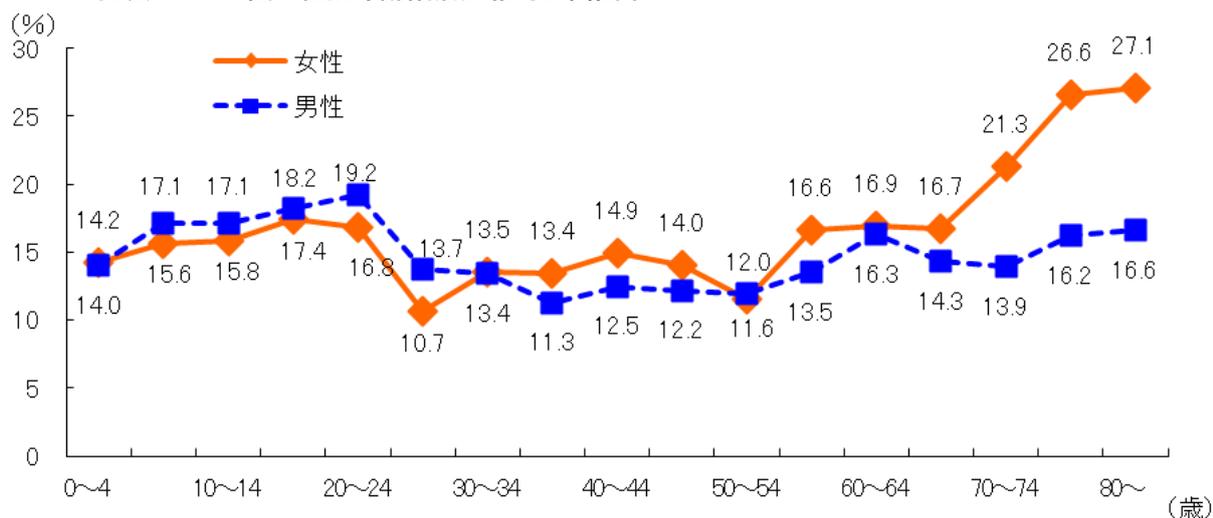
- ◇本市の一世帯当たりの人数は、平成22年では平均2.53人と年々減少しており、単独世帯、夫婦のみの世帯、一人親からなる世帯が増加しつつあります。
- ◇本市の共働き世帯は全体的に増加しており、平成17年から男性就業者と非就業者の妻からなる世帯数を上回っています。
- ◇男性の就業率は減少傾向にあり、女性の労働力人口は昭和60年から増加しているものの、就業率は横ばいとなっています。

図表 13 本市の生活保護受給世帯数の推移



資料：向日市統計書

図表 14 全国の性別年齢階層別相対的貧困率



資料：内閣府「平成 24 年版男女共同参画白書」

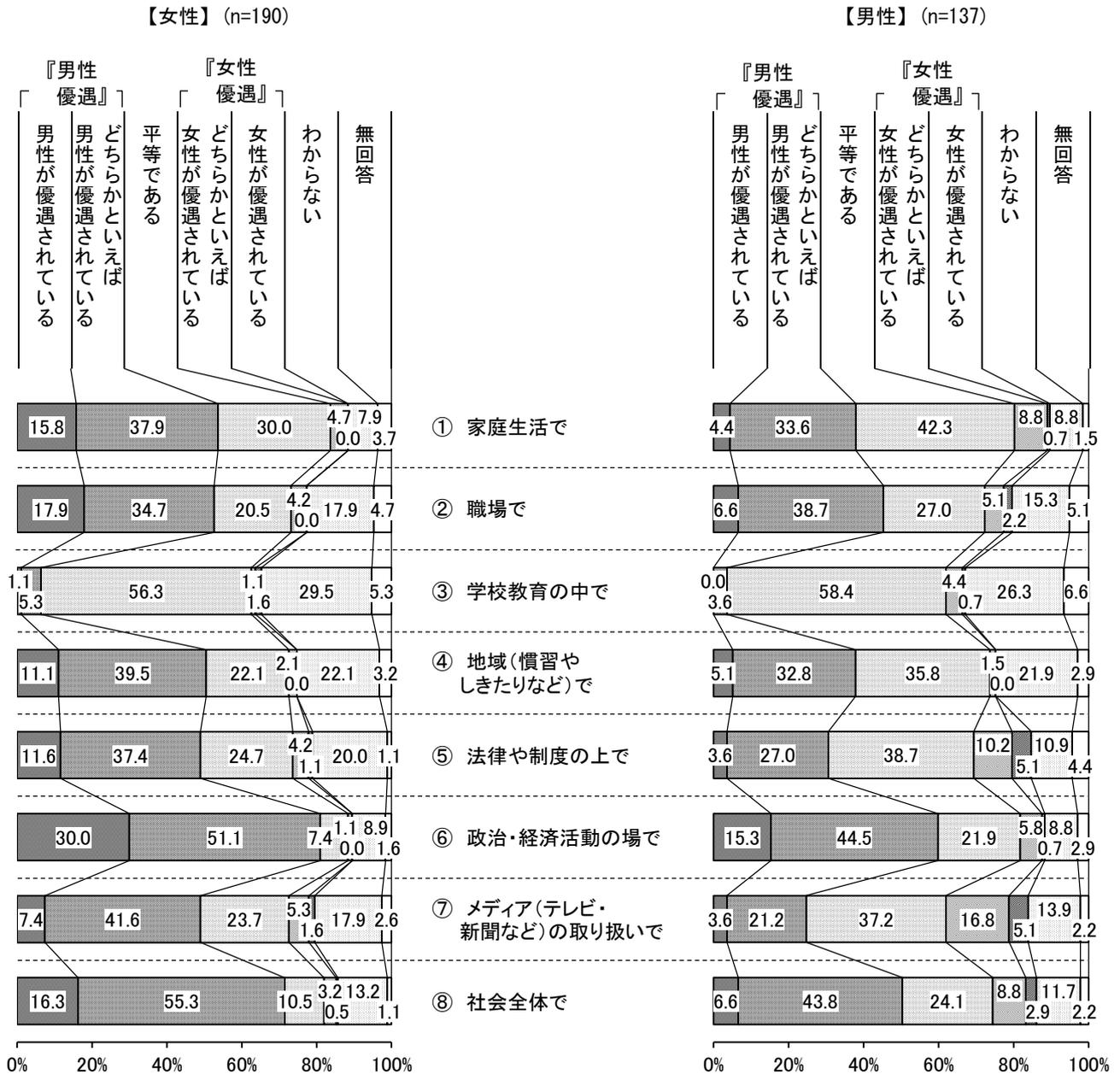


- ◇平成 20 年度以降、生活保護世帯数および人員数は増加の一途をたどっており、平成 25 年度では、保護人員数は向日市人口(約 54,000 人)の 1%を超える数値となっています。
- ◇65 歳以上の女性の貧困率は右肩上がりとなっている一方で、60 歳以上の男性貧困率は横ばいとなっており、男女によって明らかな差が見られます。

## 2 市民意識調査からみた現状と課題

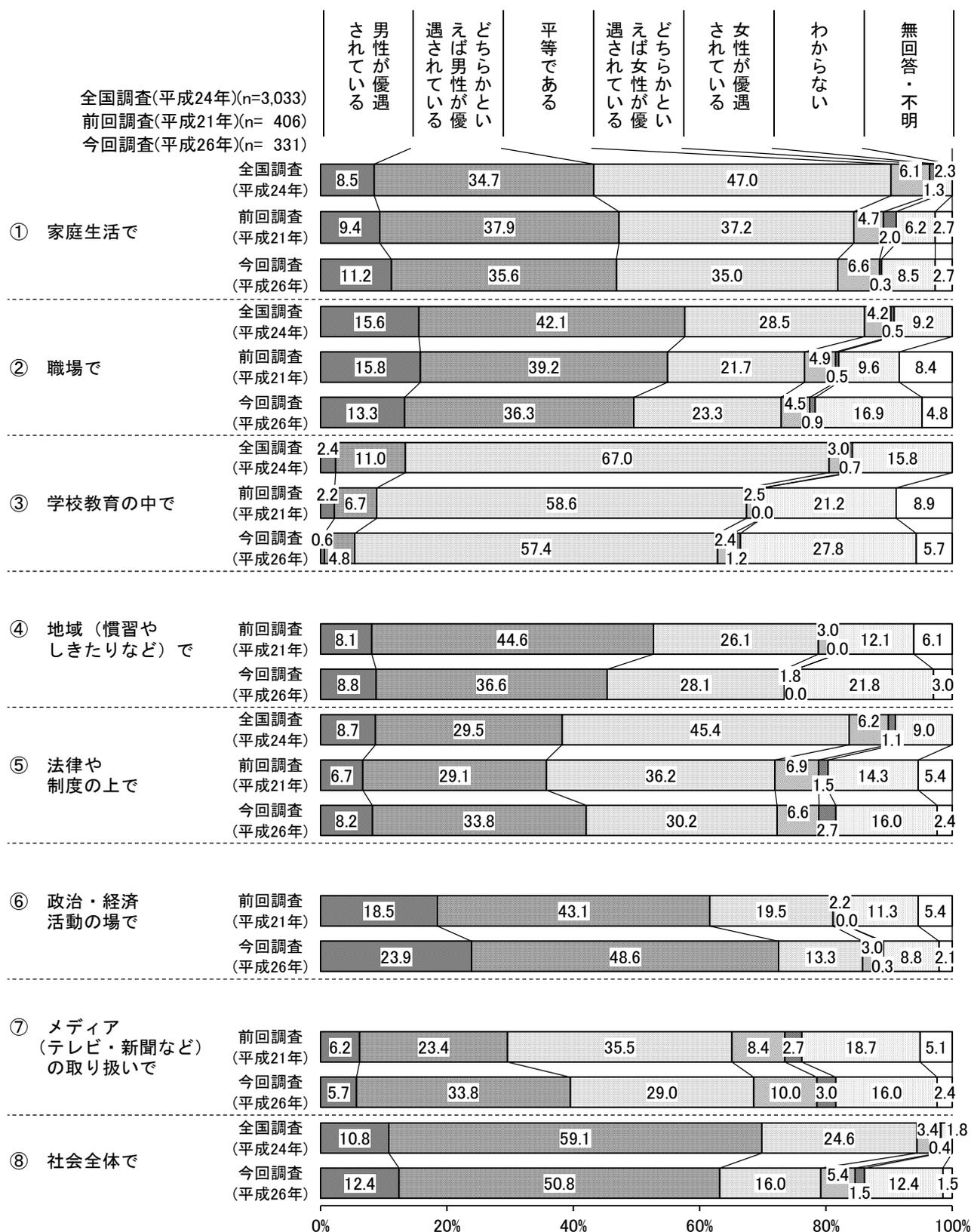
### (1) 市民の生活や社会の状況に関する意識

図表 15 各分野における男女の地位の平等感(市民)



資料：平成 26 年度市民意識調査

図表 16 各分野における男女の地位の平等感（市民・前回比較）



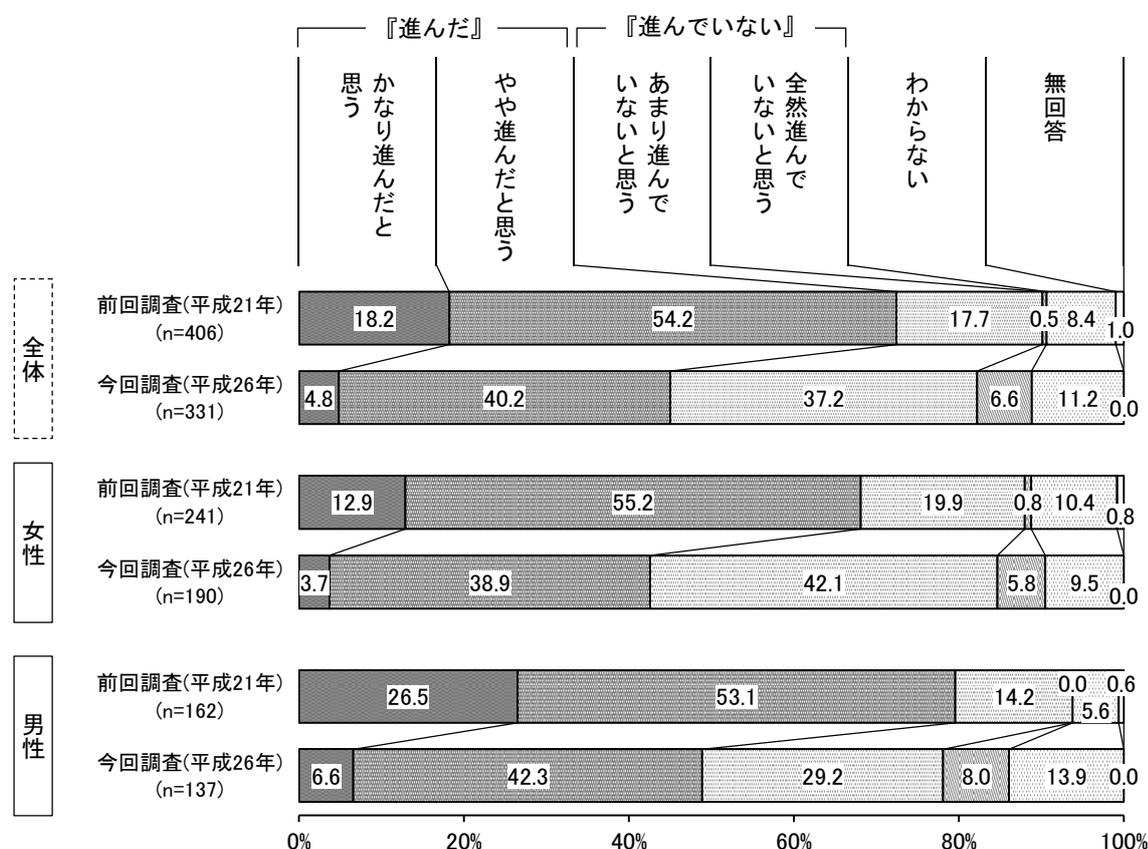
資料：平成 26 年度市民意識調査

今回の市民意識調査結果では、学校教育の中で『平等』とする一般市民が 57.4%にのぼったものの、それ以外の項目（家庭生活や職場、地域（慣習やしきたり）、法律や制度上、政治・

経済活動の場、メディア（テレビ・新聞など）の取り扱い、社会全体）においては『男性優遇』と回答する市民が『平等』、『女性優遇』を上回る結果となりました。

前回調査と比較すると、法律や制度の上、政治・経済活動の場、メディア（テレビ・新聞など）の取り扱いでは、今回調査は前回調査よりも『平等』の割合が5ポイント以上低く、対して『男性優遇』の割合は5～10ポイント程度高くなっています。また、職場、学校教育の中、地域（慣習やしきたりなど）では、今回調査は『男性優遇』の割合が前回調査よりも低くなっていますが、『平等である』の割合に大きな違いはなく、『わからない』の割合がやや高くなっています。（図表 16）

図表 17 男女平等の進捗状況（市民・前回比較）



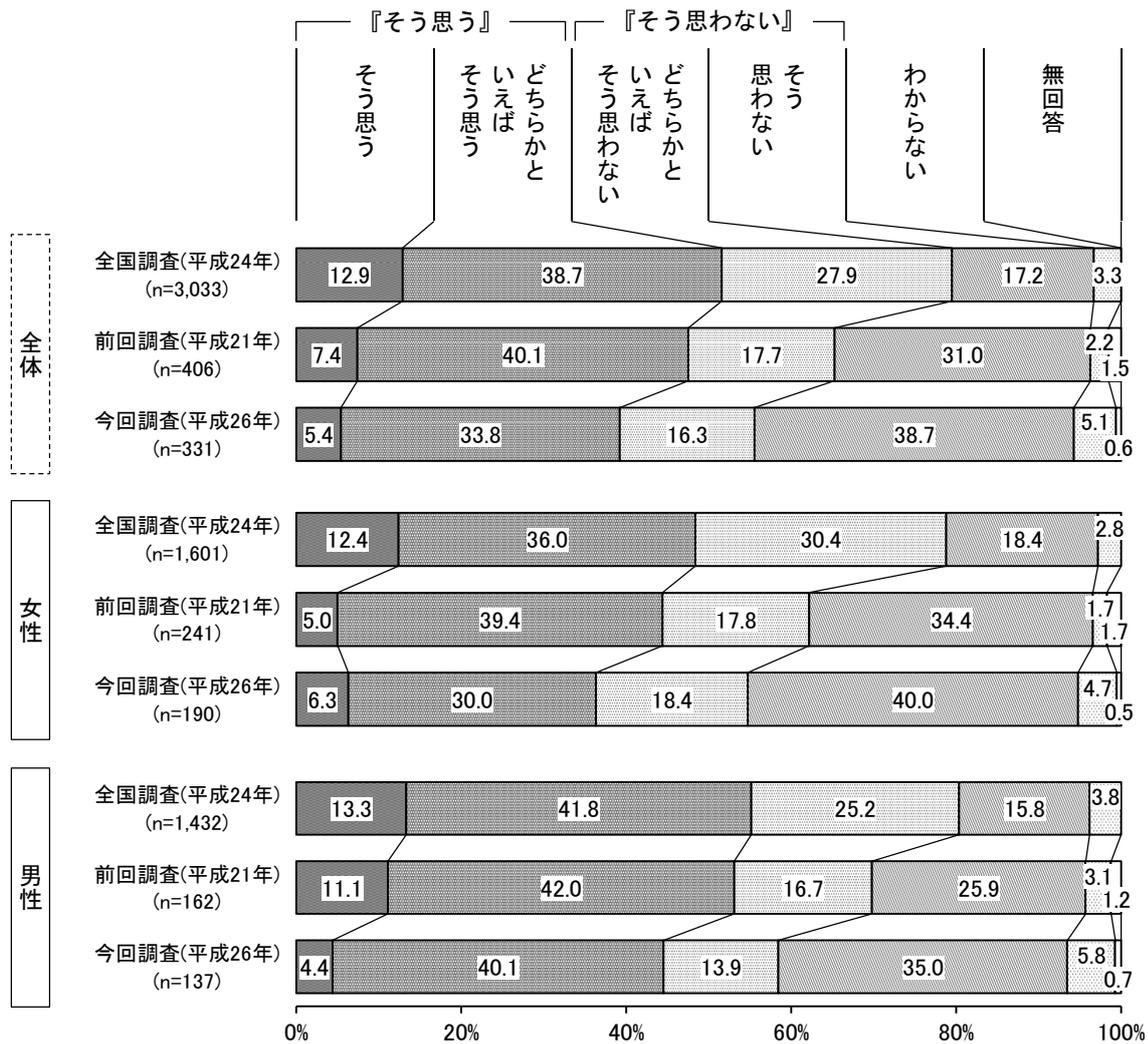
資料：平成 26 年度市民意識調査

「この 10 年間で男女平等は進んだと思うか」との問いに対する前回調査の結果と、前回調査以降の 5 年間について男女平等の進捗状況をたずねた今回調査の結果を比較すると、『進んだ』と感じる男女の差が縮まっているものの、前回調査では 72.4%が『進んだ』と回答しているのに対し、今回調査では、『進んだ』の割合が 45.0%となっており、直近 5 年間の男女共同参画の進捗状況は、前回調査以前 10 年と比べると、『進んだ』と感じる人が少なくなっています。（図表 17）

## (2) 性別役割分担意識の現状

「夫は仕事、妻は家庭を中心にする」などという固定的な性別役割分担意識は単に個人的な考え方にとどまらず、社会の制度や慣行に反映し、男性は強くなくてはならない、女性は家事や子育て・介護をすべきといった社会の考え方を形成しており、男女の生き方の選択を制約するものにつながる可能性があります。

図表 18 「夫は仕事、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（市民・前回比較）



注) 全国調査は、「賛成」「どちらかといえば賛成」「どちらかといえば反対」「反対」「わからない」から選択

資料：平成 26 年度市民意識調査

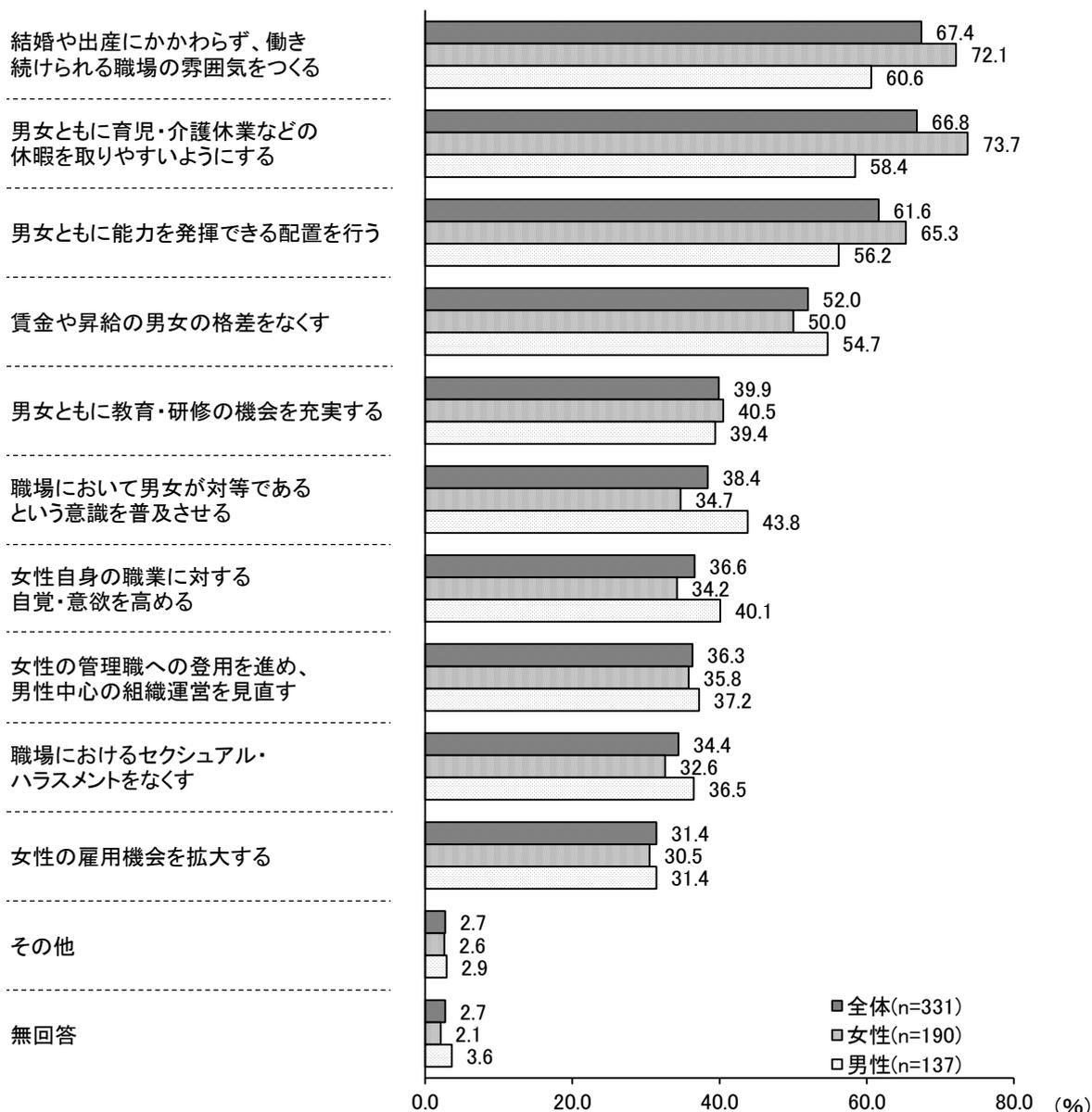
今回の市民意識調査結果をみると、固定的な性別役割分担意識について、男女ともに『そう思わない』が『そう思う』を上回りました。

また、前回調査と比較すると、今回調査の『そう思う』の割合（39.2%）が前回調査よりも 8.3 ポイント低くなっており、『そう思わない』の割合（55.0%）が前回調査より 6.3 ポイ

ント高くなっています。

なお、全国調査（平成 24 年「男女共同参画社会に関する世論調査」）では、『そう思わない』が 45.1%となっており、本市の『そう思わない』の割合が、全国調査に比べて 10 ポイント近く上回っています。（図表 18）

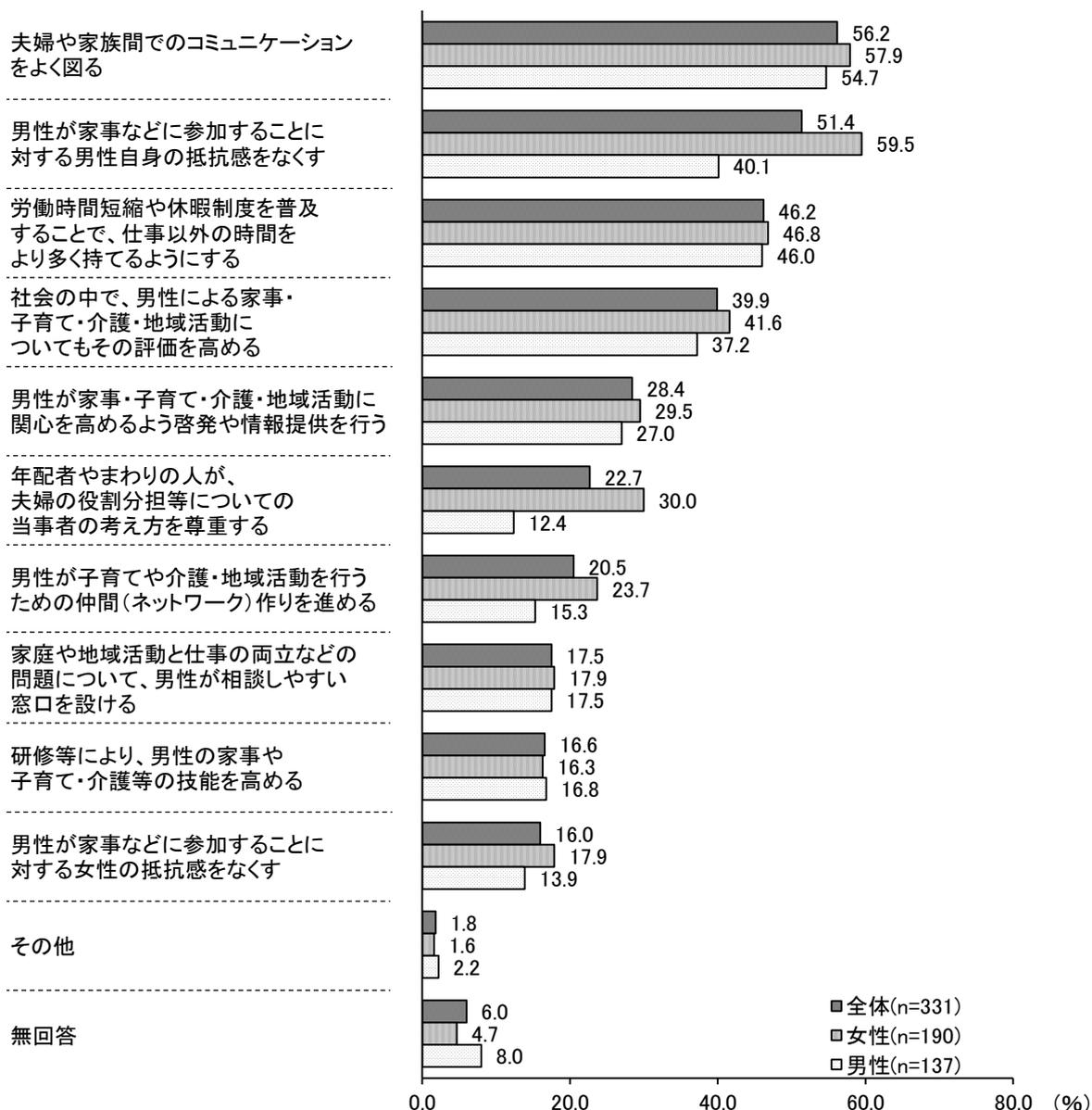
図表 19 男女が対等に働くために必要なこと（市民）



資料：平成 26 年度市民意識調査

男女が対等に働くために必要なことは、「結婚や出産にかかわらず、働き続けられる職場の雰囲気をつくる」「男女ともに育児・介護休業などの休暇を取りやすいようにする」「男女ともに能力を発揮できる配置を行う」「賃金や昇給の男女の格差をなくす」と考えている人が 5 割以上いることが、市民意識調査から読みとれます。（図表 19）

図表 20 男性の家事・子育て・介護・地域活動への参加に必要と考えること（市民）



資料：平成 26 年度市民意識調査

男性が家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加していくために必要なことは、全体では「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図る」という考えが最も多く 56.2%、次いで「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」が 51.4%、「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」が 46.2% となっていますが、男性では、2 番目に多い意見は「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」(46.0%) となっています。(図表 20)

### 3 第2次向日市男女共同参画プランの取組状況

#### (1) 取組の状況

平成26年度末時点での進捗の達成度（A）及び男女共同参画社会の形成の観点からの有効度（B）について、点数づけの手法を用い（図表21）、調査を行いました。

基本施策数104、調査数173について、進捗の達成度（率）（A）は平均76.0%、男女共同参画社会の形成の観点からの有効度（B）は平均83.5%となっています。（図表22）

図表21 評価の基準

区分	評価の基準	得点
進捗の達成度（A）	おおむね計画どおりに取り組み、成果を上げた	2
	計画どおりに取り組んだとはいえないが、一定の成果は上がった	1
	成果は上がっていない・未実施	0
男女共同参画社会の形成の観点からの有効度（B）	有効である	2
	あまり有効でない	1
	有効でない（男女共同参画との関係があまりみえない）	0

$$\text{達成率・有効度}(\%) = (\text{得点合計}) / (\text{調査数} \times \text{最高得点}) \times 100$$

図表22 全基本施策の評価

進捗の達成率（A）	男女共同参画社会の形成の観点からの有効度（B）	施策数	調査数	未実施施策
76.0(%)	83.5(%)	104	173	7

図表23 基本目標・基本課題の評価

基本目標	A (%)	B (%)	基本課題	A (%)	B (%)
I 人権尊重・自立意識の育成・暴力の根絶	81.6	85.3	1 人権尊重・男女平等意識の向上	77.1	89.6
			2 主体的な選択ができる教育・学習の推進	78.6	78.6
			3 女性に対するあらゆる暴力の根絶	86.7	85.0
II 女性と男性のあらゆる分野への参画促進	69.1	82.7	4 政策・方針決定過程への女性の参画推進	54.5	86.4
			5 やりがいのある働く場づくりの推進	60.5	76.3
			6 地域のみんなで元気なまちづくり	82.0	86.0
III 身近な男女共同参画の推進	76.0	82.0	7 健康な暮らしと安心な子育て・介護を支援	69.0	79.3
			8 みんなの男女共同参画の推進	85.7	85.7

基本目標の進捗の達成度（A）としては、Ⅰ「人権尊重・自立意識の育成・暴力の根絶」が81.6%ともっとも高く、次に、Ⅲ「身近な男女共同参画の推進」（76.0%）、Ⅱ「女性と男性のあらゆる分野への参画促進」が69.1%と基本目標の中でもっとも低い評価となっています。

また、男女共同参画社会の形成の観点からの有効度（B）については、Ⅰ「人権尊重・自立意識の育成・暴力の根絶」（85.3%）、Ⅱ「女性と男性のあらゆる分野への参画促進」（82.7%）、Ⅲ「身近な男女共同参画の推進」（82.0%）の順です。

基本課題の進捗の達成度（A）については、4「政策・方針決定過程への女性の参画推進」（54.5%）、5「やりがいのある働く場づくりの推進」（60.5%）、7「健康な暮らしと安心な子育て・介護を支援」（69.0%）が特に低くなっています。（図表 23）

図表 24 基本施策の評価

基本目標	基本課題	基本施策	A (%)	B (%)
Ⅰ	1	1 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ	88.9%	88.9%
		2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	68.8%	81.3%
		3 国際社会理解と市民平和運動の推進	71.4%	100.0%
	2	4 男女平等を推進する教育・学習	85.7%	71.4%
		5 多様な選択を可能にする教育・学習	71.4%	85.7%
	3	6 女性に対する暴力防止対策の強化	82.1%	85.7%
		7 相談体制の整備	85.0%	85.0%
		8 被害者支援システムの整備・充実	100.0%	83.3%
Ⅱ	4	9 女性リーダーの発掘・育成・活用	25.0%	75.0%
		10 審議会などへの女性登用促進	50.0%	100.0%
		11 女性職員の登用促進	87.5%	87.5%
	5	12 就業における男女共同参画の推進	69.2%	84.6%
		13 ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	41.7%	58.3%
	6	14 多様な活動への男女の参画促進	81.3%	87.5%
		15 あらゆる人の社会参加の推進	82.4%	85.3%
Ⅲ	7	16 生涯にわたる女性の健康支援	53.3%	73.3%
		17 子育て支援の充実	94.4%	88.9%
		18 介護環境の充実	70.0%	80.0%
	8	19 男性、子供にとっての男女共同参画	81.3%	81.3%
		20 生活上の困難に直面する男女への支援	100.0%	100.0%

### ① 基本目標Ⅰ

基本目標Ⅰにおいて、進捗の達成度（A）で全体平均（76.0%）を下回った基本施策は、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し」（68.8%）、「国際社会理解と市民

平和運動の推進」(71.4%)、「多様な選択を可能にする教育・学習」(71.4%)となっています。

男女共同参画社会の形成の観点からの有効度(B)で全体平均(83.5%)を下回った基本施策は、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し」(81.3%)、「男女平等を推進する教育・学習」(71.4%)、「被害者支援システムの整備・充実」(83.3%)です。

「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し」については、(A)・(B)いずれも全体平均を下回った基本施策となっています。(図表 24)

## ② 基本目標Ⅱ

基本目標Ⅱにおいて、進捗の達成度(A)で全体平均(76.0%)を下回った基本施策は、「女性リーダーの発掘・育成・活用」(25.0%)、「審議会などへの女性登用促進」(50.0%)、「就業における男女共同参画の推進」(69.2%)、「ワーク・ライフ・バランスの普及・促進」(41.7%)となっています。

男女共同参画社会の形成の観点からの有効度(B)で全体平均(83.5%)を下回った基本施策は、「女性リーダーの発掘・育成・活用」(75.0%)、「ワーク・ライフ・バランスの普及・促進」(58.3%)であり、これらは(A)・(B)いずれも全体平均を下回った基本施策となっています。(図表 24)

## ③ 基本目標Ⅲ

基本目標Ⅲにおいて、進捗の達成度(A)で全体平均(76.0%)を下回った基本施策は、「生涯にわたる女性の健康支援」(53.3%)、「介護環境の充実」(70.0%)です。

男女共同参画社会の形成の観点からの有効度(B)で全体平均(83.5%)を下回った基本施策については、「生涯にわたる女性の健康支援」(73.3%)、「介護環境の充実」(80.0%)、「男性、子供にとっての男女共同参画」(81.3%)となっています。そのうち、「生涯にわたる女性の健康支援」と「介護環境の充実」については、(A)・(B)いずれも全体平均を下回った基本施策となっています。(図表 24)

## (2) まとめ

### ① 評価の結果に基づく今後の施策検討

当初の予定通りには取り組めなかった施策(進捗の達成度が低い施策)、あるいは男女共同参画との関連がみえにくい施策(男女共同参画社会の形成の観点からの達成度の低い施

策)については、その原因を調査し、見直していく必要があります。また、達成度の高い施策についても、今後、単に継続するだけでなく、さらに効果を高めていくことが重要です。

## ② 施策の重点化

本計画の策定に際しては、課題を明らかにし、担当課が進める施策（事業）と男女共同参画との関係についてさらなる検討を行い、男女共同参画社会の実現に向けて有効な施策であるのか改めて確認した上で、選択と集中化を図る必要があります。

## ③ 実効性を高める進行管理

計画の進行管理として、従来行ってきた施策・事業に関する進捗状況の点検・評価はもちろんのこと、計画の実効性を確保するため、目標達成に向けた的確な目標の設定が必要です。



## 第3章 計画の基本的事項

---



# 1 めざす目標と基本理念

本市は、市と市民と事業者との協働により男女共同参画を推進するため、平成18年3月、「向日市男女共同参画推進条例」を定めました。その前文でめざすべき向日市の姿を次のように示しています。

## 向日市の男女共同参画社会

すべての市民一人ひとりの人権が尊重され、  
家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、  
男女が支え合い、お互いの存在を高め合い、多様な生き方を認め合って、  
誰もがいきいきと暮らすことができる向日市

平成18年3月27日公布

向日市条例第1号

### <前文>

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸とした国際社会の動きと連動して進められ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けた男女共同参画社会基本法が制定されました。

向日市では、第4次総合計画において、まちづくりの主要課題に男女共同参画の推進を掲げ、また、「男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、総合的に取り組んできました。

しかし、現実には人権侵害や性別による固定的な役割分担意識、それに基づく社会の制度、慣行等が様々な分野で根強く存在しており、個人としての自由な活動や生き方の選択を妨げる要因となっています。

すべての市民一人ひとりの人権が尊重され、家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、男女が支え合い、お互いの存在を高め合い、多様な生き方を認め合って、誰もがいきいきと暮らすことができる向日市を目指し、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会の形成を総合的に進めるため、この条例を制定します。

# 向日市の男女共同参画社会の実現のために

## 基本理念

条例第3条

### 1 男女の人権の尊重

男女の個人としての人権を尊重し、性別による差別をなくし、個人として能力を発揮できる機会を確保することが必要です。

### 2 社会における制度又は慣行の見直し

「女だから」「男だから」といった性別による固定的な役割分担意識を反映した社会制度や慣行が、個人の社会における自由な活動の選択を阻害しないよう、見直しが求められます。

### 3 政策等の立案及び決定への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、さまざまな方針の立案及び決定に共同して参画できるようにすることが必要です。

### 4 家庭生活と職業生活 その他社会活動の両立

男女が互いに協力し、社会の支援を受けながら、家事、子育て、介護などの家庭生活における役割を果たし、仕事や地域活動などが両立できるようにすることが必要です。

### 5 性と妊娠・出産に関する意思の尊重 及び生涯にわたる健康への配慮

男女が互いの性についての理解を深め、妊娠・出産について双方の意思が尊重され、また、生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにすることが大切です。

### 6 国際的協調

男女共同参画は、国際的な取組の一環として進められ、国際社会の取組と密接な関係を有していることから、国際社会との協調のもとに、行われることが求められます。

## 2 基本目標

条例前文で定める本市の男女共同参画社会を実現するため、第2次向日市男女共同参画プランの施策を見直した上で引き続き重点化を図り、次の基本目標を設定します。

### 基本目標Ⅰ 誰もが認め合うまちにしましょう

- 性別による役割や行動を決めつけることは、その人の能力や生き方の選択の幅を狭め、個人の自由や尊厳を奪うことになりかねません。引き続き、社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消をめざすとともに、男女がともにライフスタイルを柔軟に選択できるよう社会制度や慣行の見直しを推進します。
- 男女がともに自立して個性と能力を発揮するための基礎となるものは、教育と学習です。家庭、学校、職場、地域などでの教育・学習を通して男女共同参画についての理解を深め、男女がともに学習や能力開発に取り組めるよう支援していきます。
- 男女共同参画の推進を通して、世界規模での貧困、飢餓、暴力、学習機会などの男女格差、エイズ、人身売買など女性や子どもを取り巻く現状への関心を高め、市民の主體的な国際交流や平和活動を支援していきます。
- 女性に対する暴力は犯罪となりうる重大な人権侵害です。被害者に対する支援を強化するとともに、暴力を許さない社会に向けた取組を推進していきます。

### 基本目標Ⅱ 誰もが出番と居場所があるまちにしましょう

- 女性リーダーを育成し、政策や方針決定の場への男女の参画を推進していきます。また、庁内においても女性職員の管理職への登用を進めます。
- 男女がともに生活基盤を確立し、それぞれの能力を発揮できるよう、男女がパートナーとして働くことができる環境整備を推進します。また、多様な生き方が選択・実現できるようワーク・ライフ・バランスを普及させていきます。
- 固定的な性別役割分担意識や長時間労働などのため、男性の育児への参画や地域活動への参加が進んでいない実態を踏まえ、男性を対象とした男女共同参画を進めます。
- 少子高齢化、ライフスタイルの変化などによって生じている地域の様々な課題の解決に向けて、多様な活動への性別・世代などを超えた参画を推進します。

### 基本目標Ⅲ 誰もが安心安全健康に暮らせるまちにしましょう

- 女性の年代に応じた心と体の健康を支援するとともに、性差を踏まえた心身の健康維持の支援や生活習慣病予防を進めます。
- 安心して働き、社会活動に参加できるよう子育て支援施策を充実します。また、介護についても、家族みんなで、地域で、社会で支え合う意識と環境づくりを進めます。
- 次代を担う子どもが健やかに育ち、将来を見通した自己形成ができるよう、子どもを対象とした男女共同参画を推進します。
- 経済の低迷や家族形態の変容などによって、貧困や教育、就労などの機会を得られない、あるいは地域での孤立化など生活上の困難に直面する男女について、安心して生活できる環境づくりと自立に向けた支援を推進します。

### 3 施策の体系

本計画の目標を実現するため、施策を次のように体系化します。

目標

基本理念

基本目標

向日市の男女共同参画社会の実現のために

1 男女の人権の尊重

2 社会における制度  
又は慣行の見直し

3 政策等の立案及び  
決定への男女共同  
参画

4 家庭生活と職業生  
活その他社会活動  
の両立

5 性と妊娠・出産に  
関する意思の尊重  
及び生涯にわたる  
健康への配慮

6 国際的協調

I

誰もが認め合う  
まちにしましょう

(人権尊重・自立意識の育成・  
暴力の根絶)

II

誰もが出番と居場所  
がある  
まちにしましょう

(女性と男性のあらゆる分野へ  
の参画促進)

III

誰もが安心安全  
健康に暮らせる  
まちにしましょう

(身近な男女共同参画の推進)

基本課題

基本施策

該当ページ

1 人権尊重・男女平等意識を高めます	1 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ	43
	2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	44
	3 国際社会理解と市民平和運動の推進	45
2 主体的な選択ができる教育・学習を推進します	4 男女平等を推進する教育・学習	48
	5 多様な選択を可能にする教育・学習	49
3 女性に対するあらゆる暴力を根絶します（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する基本計画）	6 女性に対する暴力防止対策の強化	55
	7 相談体制の整備	56
	8 被害者支援システムの整備・充実	57
4 政策・方針決定過程への女性の参画を推進します 向日市女性活躍推進計画	9 女性リーダーの発掘・育成・活用	62
	10 審議会などへの女性登用促進	63
	11 女性職員の登用促進	64
5 働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進します	12 就業における男女共同参画の推進	69
	13 ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	70
	14 男性にとっての男女共同参画	71
6 地域みんなで元気なまちをつくりま	15 多様な活動への男女の参画促進	75
	16 あらゆる人の社会参加の推進	76
7 健康な暮らしと安心な子育て・介護を支えます	17 生涯にわたる女性の健康支援	82
	18 子育て支援の充実	84
	19 介護環境の充実	85
8 みんなの男女共同参画を広めます	20 子どもにとっての男女共同参画	88
	21 生活上の困難に直面する男女への支援	89

## 4 重点的な施策

市民意識調査をはじめとする各種調査、市民意見交換会における意見等や計画における取組状況調査、国・府の動向などから、計画期間中に重点的に推進する施策を以下のとおり設定します。

### 重点1 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ

広報紙、ホームページ、人権研修会、フォーラム、男女共同参画週間における街頭啓発など様々な方法による意識啓発に取り組み、男女共同参画社会の姿をもっと身近なものとして普及させるとともに、性別役割分担意識の解消に向けての、啓発・学習の充実を図ります。

### 重点2 女性に対する暴力の予防と被害者支援の強化

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。女性に対する暴力の根絶に向けて、広く市民に意識啓発を行うとともに、安全・安心な地域づくりに取り組みます。また、庁内体制の強化を図り、暴力被害に遭った市民の総合的、計画的な支援体制整備に取り組みます。

### 重点3 女性の登用促進

女性の登用を促進する環境整備や人材育成を推進するとともに、地域・社会活動団体における意思決定の場へ女性が参画できるよう、引き続き啓発し、市の審議会等の女性委員比率 40% の目標達成をめざします。

### 重点4 ワーク・ライフ・バランスの普及・促進

男女がワーク・ライフ・バランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるようにしていくためには、それを実現できる環境をつくることが重要です。市民や事業者に仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発を進め、男性の家庭生活への参画が可能となる環境整備の促進を図るとともに、子育てや介護の支援を強化していきます。また、再就職・起業等にチャレンジする女性への支援を強化します。



## 第4章 具体的施策

---



基本目標Ⅰ

# 誰もが認め合うまちにしましょう

(人権尊重・自立意識の育成・暴力の根絶)

## 基本課題

## 基本施策

1 人権尊重・男女平等意識を高めます

1 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ

2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

3 国際社会理解と市民平和運動の推進

2 主体的な選択ができる教育・学習を推進します

4 男女平等を推進する教育・学習

5 多様な選択を可能にする教育・学習

3 女性に対するあらゆる暴力を根絶します

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する基本計画)

6 女性に対する暴力防止対策の強化

7 相談体制の整備

8 被害者支援システムの整備・充実

## 基本課題 1 人権尊重・男女平等意識を高めます

達成目標	人権尊重・男女平等意識が浸透する			
成果指標	固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合	平成 21 年度	現 状 値	目標値 男女ともに 60% (平成 31 年度市民意識調査)
		女性 52.3% 男性 42.6%	女性 58.4% 男性 48.9% <small>(平成 26 年度市民意識調査)</small>	

### 基本施策

- 1 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- 3 国際社会理解と市民平和運動の推進



考えてみましょう 男女共同参画

向日市男女共同参画推進条例では



- 条例第3条は、「男女が個人としてその尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されるべきこと」「社会における制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択を阻害することがないよう配慮されるべきこと」「男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調して行われること」と規定しています。
- 条例第9条は、情報に関する留意として、「何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力的行為を連想させ、又は感情を著しく刺激する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない」と規定しています。
- 条例第 11 条は、施策の実施等に当たっての配慮として、「市は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする」と規定しています。

## 現 状

- 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担を肯定する意識が依然として根強く残っています。性別により役割や行動を決めつけてしまうことは、その人の能力や生き方の選択の幅を狭め、個人の自由や尊厳を奪い、個性を輝かせて能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を阻むことになりかねません。男女共同参画について市民一人ひとりが認識を深めることができるよう、様々な機会を通じて情報提供の充実を図っていく必要があります。

図表 25 “男女共同参画”に対する市民の考え

- \* 男・女両方の視点が入ることが望ましいと思います。そうでない人(男性)も多くいらっしゃると思いますが、まだまだ男性上位の考え方をされる人が多いと思います。女性側にもその意思はあると思いますし、男女の地位を平等にするには、男女それぞれの意識が変わる必要があると思います。(30 歳代 女性)
- \* 過去からの世論や親からの教えが男女が平等でない社会を作り上げてしまったと考えてます。男女共同参画社会を目指すためには子どもの頃の教育が重要。男女平等で育っていない世代に対しては意識啓発が必要となってきます。考えを変えていくのはひと苦労いることですが…。(40 歳代 男性)
- \* 今回の回答は頭で「こうなれたら良い」と思うことで、現実とは違う部分が多いです。身近な女性を見ても、パートナー等の協力を要求すると「自分が楽をしたいから」と受け取られるのでは…と、自分を押しやえて頑張ってしまう傾向が強いように感じます。その点を「そうではないんだ」と女性が思えるような環境作りを希望します。(50 歳代 女性)

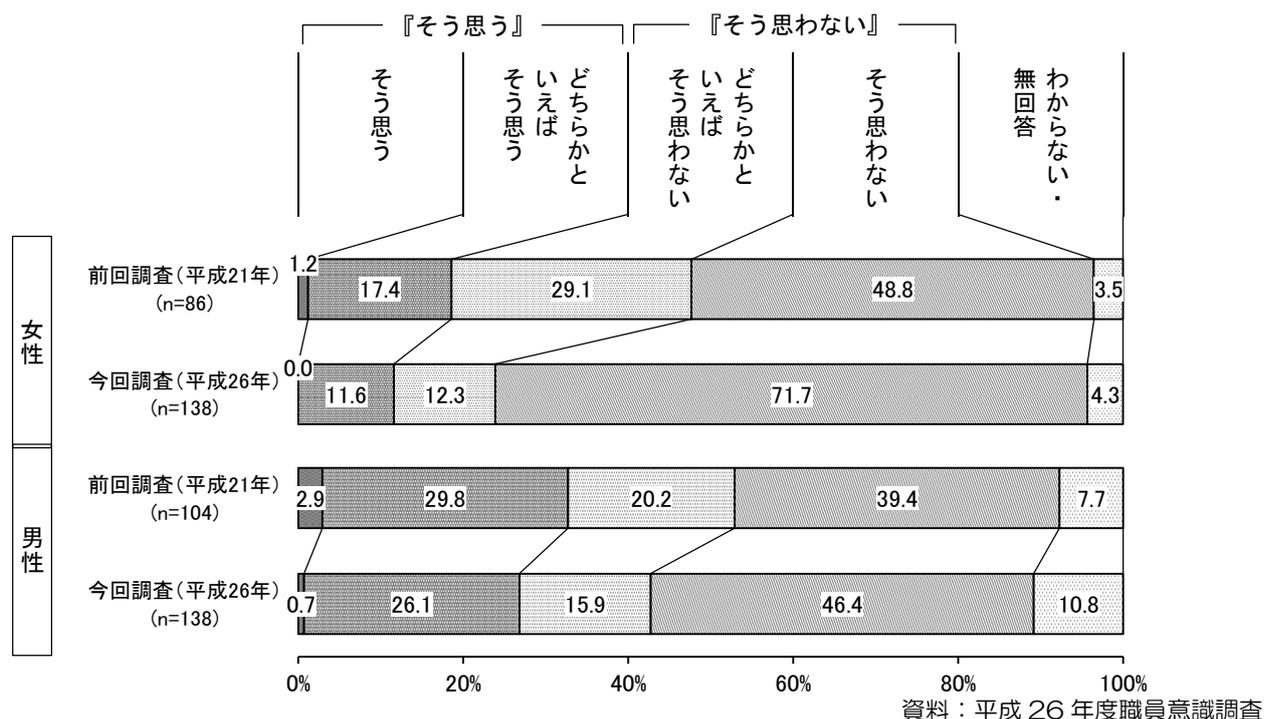
資料：平成 26 年度市民意識調査自由記述意見から抜粋

- 図表 15「各分野における男女の地位の平等感」(P18 参照)を確認すると、地域(慣習やしきたり)において『男性優遇』(「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計)と回答した割合は、男性 37.9%に対し女性 50.6%と、男女で大きな差がある結果となっており、家庭、地域、学校、職場、市の政策などあらゆる場面での制度や慣行をジェンダー<sup>3</sup>の視点で見直す必要があります。
- 本市では、男女共同参画に関する職員研修などを行い、男女共同参画の視点での事業実施に努めてきました。今後も、市の印刷物をジェンダーに敏感な視点から見直すための表現ハンドブックの周知を徹底するなど、市職員の意識を一層高めながら、市の施策(事業)の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画の視点を反映していくことが必要です。

<sup>3</sup> ジェンダー(社会的性別)：

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的性別」はそれ自体に良い、悪い価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

図表 26 「夫は仕事、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（市職員）



■ 国際連合では、国際婦人年（昭和 50 年）に第 1 回世界女性会議を開催し「世界行動計画」が採択されました。これを受けて、わが国では昭和 52 年に「国内行動計画」を策定し、男女共同参画社会の実現への取組は新たな段階に入りました。このように、男女共同参画施策の取組は、国際社会と深いかかわりがあり、地域だけでなく世界の状況にも視野を広げ、国際社会への理解を深めていくことが大切です。

■ 戦況下にある国や地域では、女性は、社会的地位の低さと女性であるということにより、暴力被害を受けるなど人権侵害の影響を受けています。また、世界規模での貧困、飢餓、暴力、学習機会などの男女格差、エイズ、人身売買など女性や子どもを取り巻く現状について、市民一人ひとりが関心を持つことが必要です。

■ 本市は、長岡京遷都 1200 年にあたる昭和 59 年 11 月、世界平和都市宣言を行い、人類永遠の平和樹立の決意を表明しました。今後も市民の主体的な平和活動を推進する必要があります。

### 世界平和都市宣言

世界の恒久平和を実現することは、全人類共通の願いである。  
 しかるに、今なお核軍備の拡張は、依然として行われ、人類の生存に深刻な脅威を与えている。  
 我々は、今こそ真の恒久平和達成のため、唯一の被爆国民として、全世界に核兵器の廃絶と軍縮を求め、戦争による惨禍を繰り返させてはならない。  
 この人類共通の大義に向かって不断の努力を傾注することは、我々に課せられた責務である。  
 向日市は、長岡京遷都1200年にあたる本年、人類永遠の平和樹立の決意を表明し、ここに世界平和都市であることを宣言する。

昭和 59 年 11 月 3 日

向日市

## 取組方針と具体的施策

- ◇ 男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるため、効果的な意識啓発に取り組みます。
- ◇ 性別に基づく固定観念にとらわれない表現を、市が率先して普及に努めます。
- ◇ LGBT<sup>4</sup>（同性愛、性同一性障がいなど）や性の多様性に関する意識啓発に努めます。

施策番号	具体的施策	担当課
1	一人ひとりの人権が尊重された地域社会づくりのため、講座などを開催し、LGBT（同性愛、性同一性障がいなど）や性の多様性も含め、人権尊重意識を高めるための機会の確保とその内容の充実に努める	秘書広報課 市民参画課 生涯学習課
2	「広報むこう」や市ホームページ、情報誌などで男女共同参画について広く啓発し、情報の提供に努める	市民参画課
3	市内で活動を行っている団体について、男女共同参画の視点を反映するよう働きかける	市民参画課
4	性や暴力表現を扱った出版物やコンピューターソフト、またインターネット等におけるわいせつ情報などの性の商品化に対し、人権尊重並びに青少年健全育成のため啓発活動を推進する	生涯学習課
5	広報をはじめとする市の刊行物における表現について、表現ハンドブックを活用し、人権尊重の視点やジェンダーの視点から点検する	全課

<sup>4</sup> LGBT（エル・ジー・ビー・ティー）：

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障がいを含む、身体の性にとらわれない性別のあり方を持つ人）の総称であり、日本では「性的少数者」（性的マイノリティ）も同様の意味で用いられます。実際は、身体の性や心の性、恋愛対象の性にはさまざまな組み合わせがあり、個々の性の多様性について、お互いに認め合うことが必要とされています。

## 取組方針と具体的施策

- ◇ すべての市職員がジェンダーの視点で事業にあたることができるよう、市職員の意識を高めま  
す。
- ◇ 市の施策を策定・実施するにあたっては、男女共同参画の視点に配慮します。

施策 番号	具体的施策	担当課
6	人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別による役割分担で成り立つ慣行などについては、その見直しを広く啓発する	市民参画課
7	女性のおかれている現状を客観的に把握するため、統計や調査は男女共同参画の視点から点検する	全 課
8	職場での慣行や事務事業内容を男女共同参画の視点で見直し、市職員の意識改革に率先して取り組む	人事課 市民参画課
9	男女の人権尊重について考える職員研修を定期的実施し、国や京都府が実施する研修会などへ職員を派遣する	人事課 市民参画課
10	市の計画書について、男女共同参画の視点から点検を行うとともに、施策を企画・実施・評価するにあたって男女共同参画の視点に配慮する	全 課

## 取組方針と具体的施策

- ◇ 男女共同参画の視点から、国際社会の状況を理解するとともに、地域での国際交流を深めていきます。
- ◇ 世界平和都市宣言の理念の実現に向け、宣言文の意義を普及させるとともに、市民主体の活動を支援します。

施策番号	具体的施策	担当課
11	国際交流活動への男女の市民の参加を促進する	秘書広報課
12	諸外国の男女共同参画に関する情報を積極的に収集し、提供する	市民参画課
13	異なる文化や生活習慣に対する理解と認識を深めるために、講座などを開催し、国際理解のための啓発を推進する	生涯学習課
14	平和と人権のつどいなどの開催を通じて、世界平和の尊さを啓発するとともに、一人ひとりの人権が尊重された地域社会づくりを推進する	市民参画課

## 基本課題 2 主体的な選択ができる教育・学習を推進します

達成目標	男女が自ら考え、選択できる力をつける			
成果指標		平成 22 年度	現 状 値	目 標 値
	男女共同参画に関する講座・研修会の開催数	3 回	3 回 (平成 27 年度)	

### 基本施策

- 4 男女平等を推進する教育・学習
- 5 多様な選択を可能にする教育・学習



考えてみましょう 男女共同参画

向日市男女共同参画推進条例では



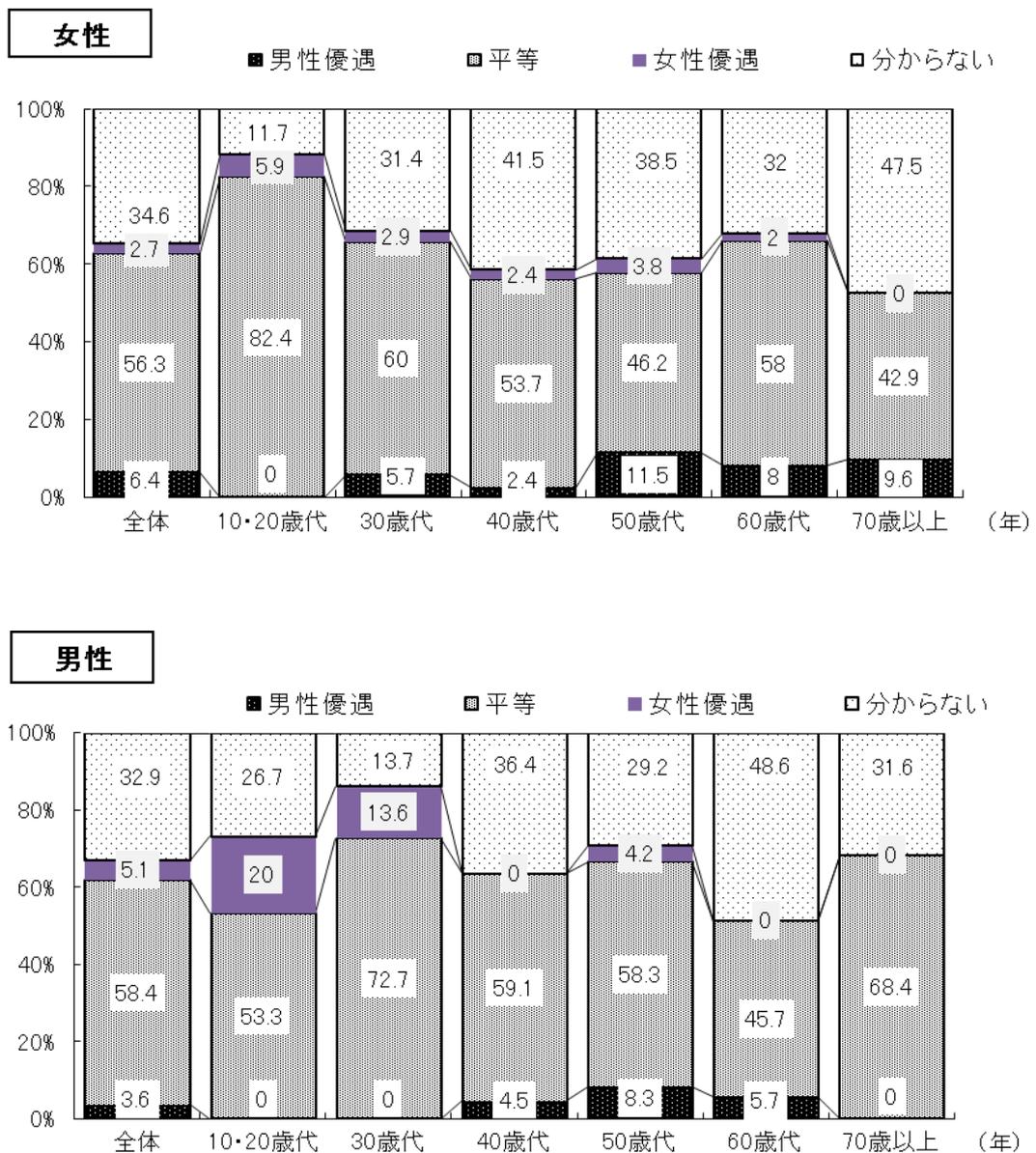
- 条例第8条は、教育における男女共同参画の推進として、「何人も、生涯にわたる学習機会において、一人ひとりの個性と人権を尊重されなければならない」「家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない」「何人も、次代を担う子どもたちの男女共同参画に関する教育に関し、積極的に参画するよう努めなければならない」と規定しています。

## 現状

■ 学校教育の場における男女の地位に関する意識を年代別で見ると、特に 10・20 歳代の女性では、『平等』の割合が 82.4%と高く、学校教育の場での男女平等が進んできていると考えられます。(図表 27)

しかし、図表 16「各分野における男女の地位の平等感(市民・前回比較)」(P19 参照)を確認すると、『平等』の割合(57.4%)が全国(67.0%)と比べて低い傾向にあることから、今後も、性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりが主体的に選択し決定することのできる教育、学習の推進をめざす必要があります。

図表 27 学校教育の場における男女の地位に関する意識(性・年齢別)(市民)



資料：平成 26 年度市民意識調査

**基本施策****4****男女平等を推進する教育・学習****取組方針と具体的施策**

◇ 人権尊重や男女平等の意識を高める学習、個性や能力を重視した教育を推進します。

施策番号	具体的施策	担当課
15	教育に携わる者や保育士に対し、男女平等を推進する教育・学習に関する研修を実施し、意識啓発に努める	人事課 子育て支援課 学校教育課
16	学校の教材に男女共同参画の視点を積極的に取り入れる	学校教育課
17	職業選択や進路選択において、固定的性別役割分担意識による考え方にとらわれることなく生徒自らが主体的に選択できるよう指導する	学校教育課
18	ジェンダーにとらわれない保育内容を研究し、実践するよう保育士に対し啓発する	子育て支援課

**基本施策****5****多様な選択を可能にする教育・学習****取組方針と具体的施策**

- ◇ 市民生活に身近なテーマを導入するなど、親しみやすい男女共同参画に関する学習機会を提供するとともに、子育て中でも参加できるよう配慮します。

施策番号	具体的施策	担当課
19	男女共同参画の視点を取り入れた講座の開催など、生涯にわたる学習機会を提供する	生涯学習課
20	講座、講演会などの会場に保育ルームを設置する	全 課

## 基本課題 3 女性に対するあらゆる暴力を根絶します

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する基本計画)

達成目標	男女が互いを尊重する意識が高まる			
成果指標	夫婦や交際中の男女 であっても暴力はふる うべきではないとする 市民の割合	平成 21 年度	現 状 値	目 標 値
		81.3%	87.9% <small>(平成 26 年度市民意識調査)</small>	

### 基本施策

- 6 女性に対する暴力防止対策の強化
- 7 相談体制の整備
- 8 被害者支援システムの整備・充実



考えてみましょう 男女共同参画

向日市男女共同参画推進条例では

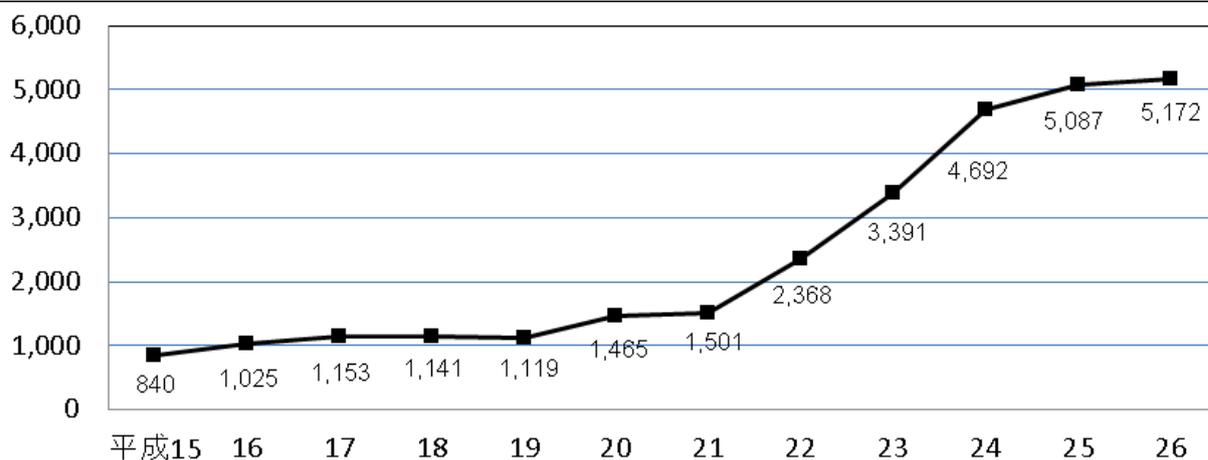


- 条例第7条は、性別による権利侵害等の禁止として、「何人も、直接的であると間接的であるとを問わず、性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない」「何人も、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない」「何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない」と規定しています。

## 現状

- 京都府全体では、配偶者等<sup>5</sup>からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という）の相談件数は、平成13年にDV防止法が施行されて以降、増加傾向にあり、平成21年から急増しています。（図表28）

図表 28 配偶者暴力相談支援センターの相談件数(京都府)



☆ 京都府内の配偶者暴力相談支援センター：

京都府家庭支援総合センター、京都府南部・北部家庭支援センター及び京都市DV相談支援センター

資料：KYOあけぼのプラン（第3次）[京都府男女共同参画計画]

- 本市では、平成13年に「女性のための相談事業」を開始し、専門の相談員（フェミニストカウンセラー）が、毎月第2・第4水曜日に相談を行っています。また、城陽市、八幡市、京田辺市などとのネットワーク化により相談体制の充実にも取り組んできました。（図表29）

図表 29 女性のための相談等におけるDV件数(13年6月から実施)

年度	相談件数 (内DV件数)
17年度	10 (2) 月1回
18年度	8 (3) "
19年度	5 (4) "
20年度	22 (13) "
21年度	36 (10) 月2回
22年度	48 (24) "
23年度	56 (24) "
24年度	56 (31) "
25年度	57 (25) "
26年度	56 (11) "

資料：平成26年度 第2次向日市男女共同参画プラン推進状況報告書

<sup>5</sup> 配偶者等：

DV防止法に定める「配偶者」だけでなく恋愛関係にある者等も含まれます。

■ 京都府では、平成 22 年 4 月から、DV や児童虐待など家庭問題を総合的に相談・支援するため「京都府家庭支援総合センター」を開設し、DV 被害者に対するサポートを行っています。

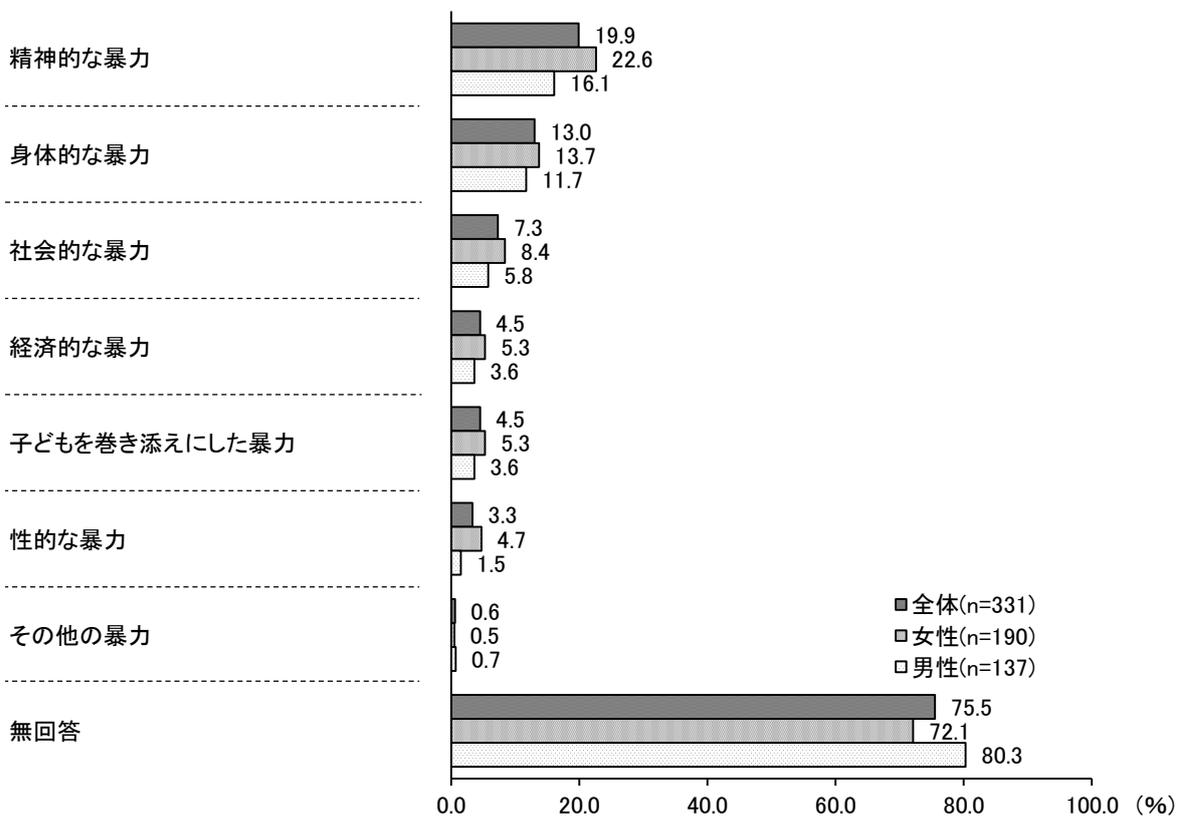
また、平成 27 年 8 月から「京都府性暴力被害者ワンストップ相談支援センター」を開設し、性暴力被害者の支援を行っています。

今後も、警察、京都府男女共同参画センターなども含め、上記センター等の外部関係機関と連携を図りながら、被害者支援を行う必要があります。

■ 市民意識調査において、暴力を受けた経験の有無をたずねたところ、「精神的な暴力」が最も高く 19.9%、続いて「身体的な暴力」13.0%、「社会的な暴力」7.3%の順になっています。

また、性別にみると、「その他の暴力」を除いたすべての項目で、女性の割合は男性よりも高くなっていることがわかります。(図表 30)

図表 30 暴力を受けた経験 (市民)

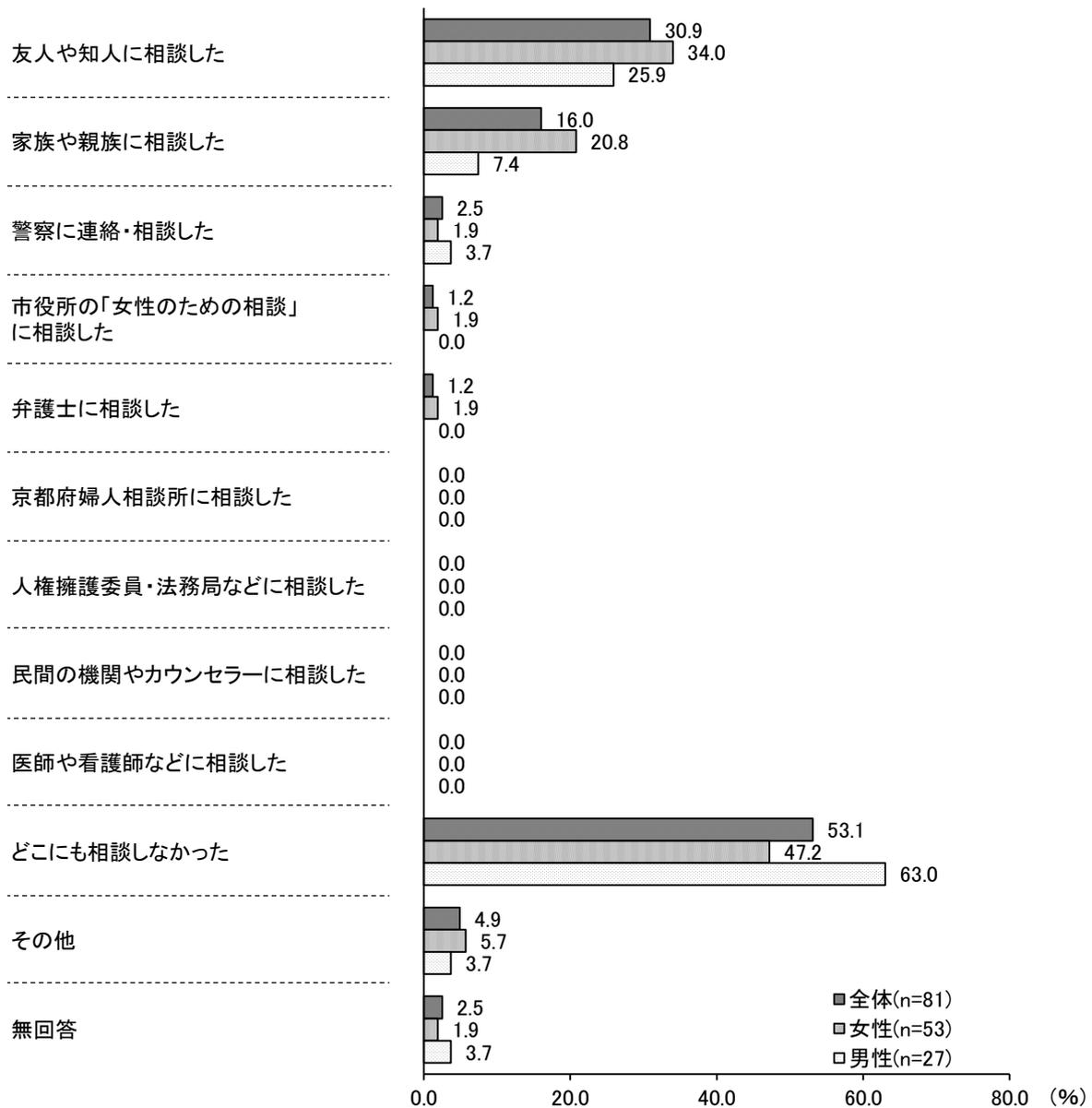


※精神的な暴力…ののしる、無視する等  
 身体的な暴力…殴る、ける等  
 社会的な暴力…外出を制限する、交友関係を監視する等  
 経済的な暴力…生活費を渡さない、お金を取り上げる等  
 子どもを巻き添えにした暴力…子どもに暴力をふるう、子どもの前で誰かに暴力をふるう等  
 性的な暴力…性行為を強要する等

資料：平成 26 年度市民意識調査

■ 近年、若年層の男女間における暴力（交際相手からの暴力）が問題となっています。この背景には、若年層における暴力が身近に存在していることが考えられ、内閣府が平成 26 年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」においても、交際相手からの被害経験を聞いたところ、10 歳代、20 歳代のときに交際相手から被害を受けたことが「あった」と回答した人は、身体的 6%、心理的（精神的・社会的）8.2%、経済的 2.3%、性的 3.8%となっています。

図表 31 暴力被害を受けた際の相談状況（市民）



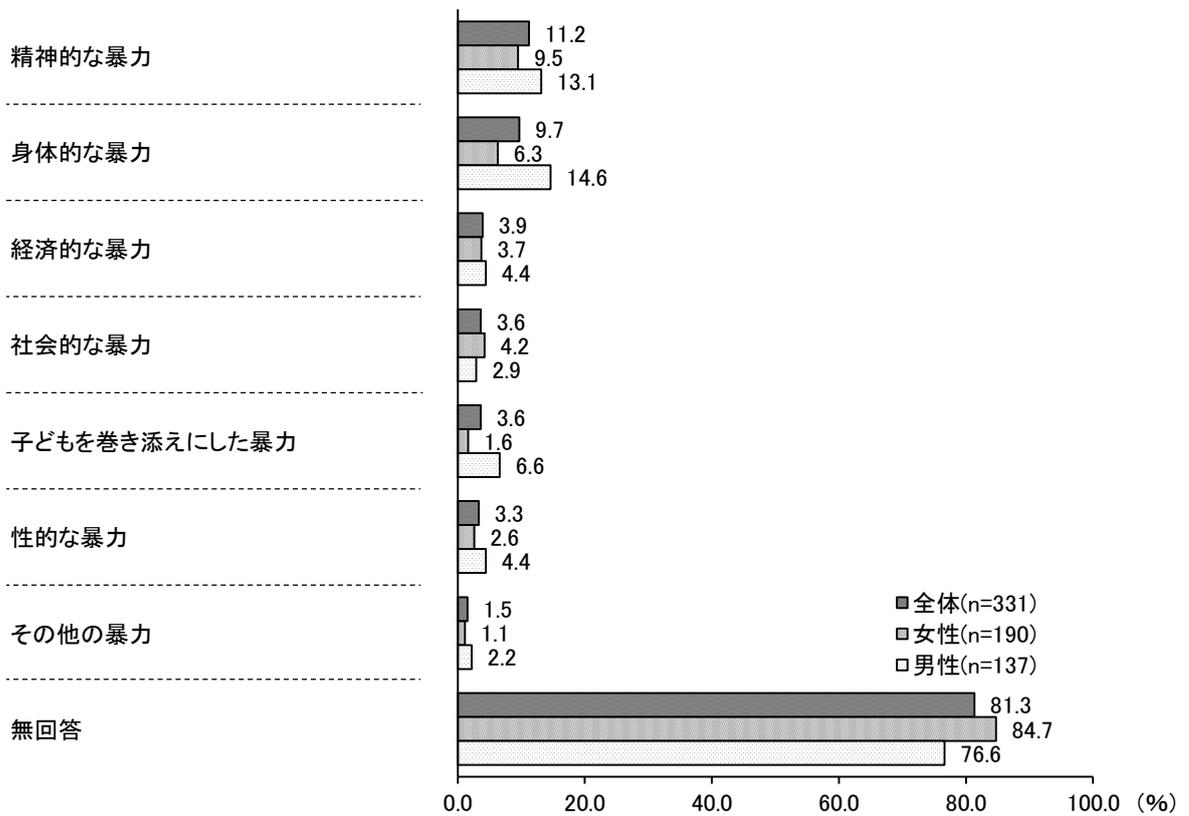
資料：平成 26 年度市民意識調査

■ 暴力被害にあった際の相談先をたずねたところ、家族や友人に相談する人が多く、公的機関を利用する人はわずかでした。また、被害にあっても「どこにも相談しなかった」（53.1%）とする人の割合も高くなっています。“あらゆる暴力は犯罪であり、重大な人権侵害である”という社会的な認識を普及させていくとともに、誰もが、いつでも相談できる体制の整備が求められています。（図表 31）

■ 暴力を行った経験の有無では、「精神的な暴力」が最も高く 11.2%、次いで「身体的な暴力」が 9.7%となり、「経済的な暴力」「社会的な暴力」「子どもを巻き添えにした暴力」「性的な暴力」は 3%台となっています。

性別にみると、「身体的な暴力」と「子どもを巻き添えにした暴力」は男性の方が女性よりも 5 ポイント以上高くなっています。(図表 32)

図表 32 暴力を行った経験（市民）



資料：平成 26 年度市民意識調査

## 取組方針と具体的施策

- ◇ 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶に向けて啓発を行います。
- ◇ 若年層を対象とした女性に対する暴力の予防に取り組みます。

施策番号	具体的施策	担当課
21	配偶者暴力防止法やストーカー規制法など、女性の人権を守る法律・制度についての周知・啓発を行う	市民参画課 市民課 地域福祉課 子育て支援課
22	講演会や街頭活動など様々な方法を工夫しながら、女性に対する暴力が犯罪にも該当する許されない行為であることを広く啓発する	市民参画課 子育て支援課
23	若年層に対するデートDVIに関する予防啓発を推進する	市民参画課 学校教育課
24	雇用の場や教育・保育及び公共施設、地域など様々な場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止について周知するとともに意識啓発を行う	人事課 市民参画課 地域福祉課 子育て支援課 産業振興課 学校教育課

## 取組方針と具体的施策

- ◇ 相談窓口についての情報提供を充実し、市民への周知を図ります。
- ◇ 誰もが相談できる相談体制の整備を進めるとともに、相談者の安全確保に努めます。
- ◇ 被害者に対する適切な情報提供を行うとともに、庁内各課、外部機関との連携を推進します。

施策番号	具体的施策	担当課
25	「女性のための相談」を充実させるとともに、暴力に苦しんでいる人がDVについて安心して相談することができるよう、情報の提供を進める	市民参画課
26	「DV等被害者支援担当者会議」により庁内関係各課の連携を図り、DVの相談体制を整備・充実させる	秘書広報課 市民参画課 市民課 地域福祉課 障がい者支援課 高齢介護課 子育て支援課 健康推進課 医療保険課 学校教育課
27	配偶者暴力相談支援センターや性暴力被害者ワンストップ相談支援センター、児童相談所、警察など、外部関係機関との連携を推進する	市民参画課 地域福祉課 子育て支援課

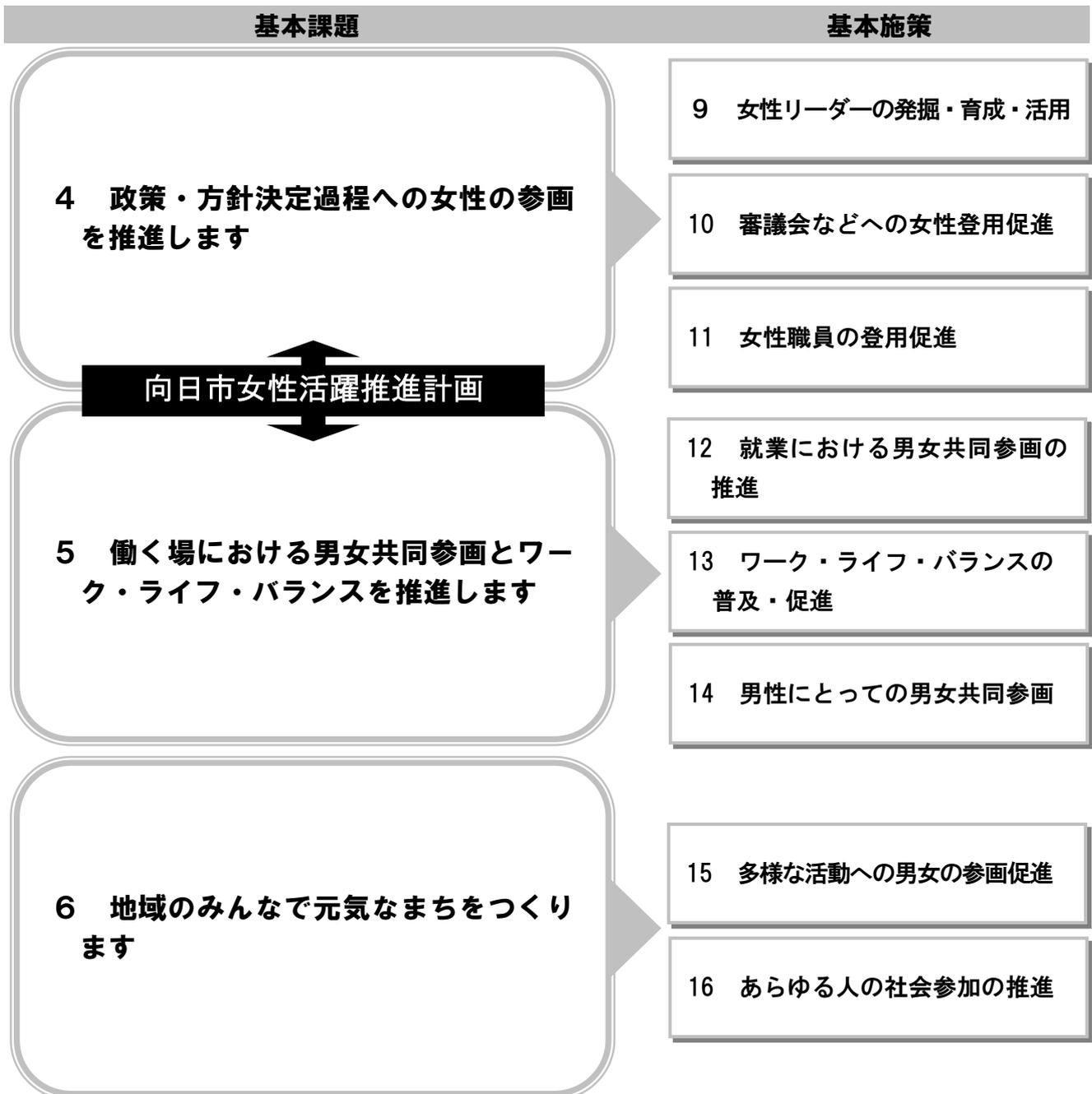
## 取組方針と具体的施策

- ◇ 警察、京都府家庭支援総合センター、京都府男女共同参画センター、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターなどとの連携を図り、DV被害者の救済施策の充実を図ります。
- ◇ 被害者の生活再建の支援、児童<sup>6</sup>の就学・就園などの支援を行います。

施策番号	具体的施策	担当課
28	被害者や支援者等の安全を確保するため、警察との連携を強化するとともに、一時保護施設と連携する	市民参画課 子育て支援課
29	被害者に対し、生活資金、就労、住宅などの支援を連携して行う	地域福祉課 子育て支援課
30	被害者の児童に対し、就学・就園及び転校にあたっての配慮や就学援助等の支援を行うとともに、保育、教育関係者の理解を深め、子どもが安心して生活ができるよう心理的ケアを充実する	市民参画課 子育て支援課 学校教育課

<sup>6</sup> 児童：

ここでの「児童」とは、児童福祉法に定める18歳未満の者をいいます。



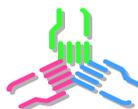
## 基本課題 4 政策・方針決定過程への女性の参画を推進します

### 女性活躍推進計画

達成目標	男女が一緒に政策・方針を決定できる			
成果指標	審議会等における女性委員の割合	平成 22 年度	現 状 値	目 標 値
		29.5% 32.2% (職務指定除く)	29.8% 45.1% (職務指定除く) (平成 27 年度)	

### 基本施策

- 9 女性リーダーの発掘・育成・活用
- 10 審議会などへの女性登用促進
- 11 女性職員の登用促進



考えてみましょう 男女共同参画

向日市男女共同参画推進条例では

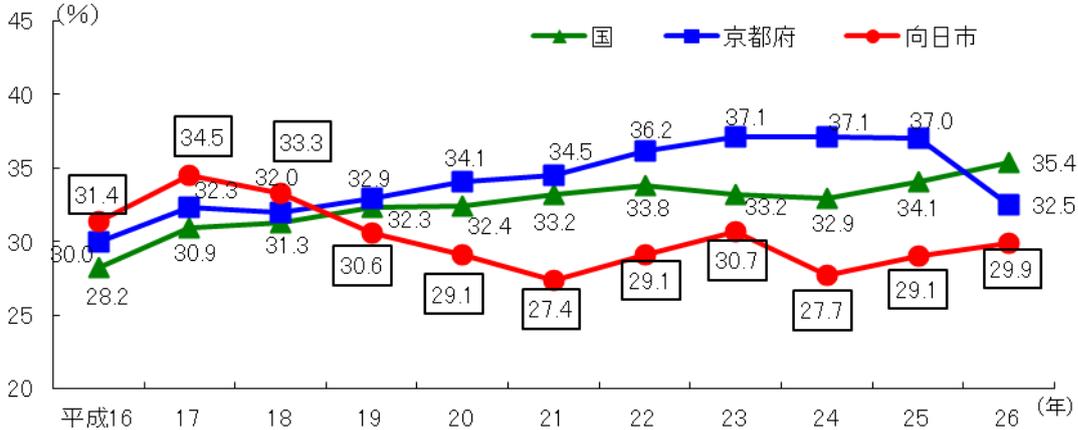


- 条例第3条は、「男女が、社会の対等な構成員として、市の施策又は民間の団体などにおける方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること」と規定しています。
- 条例第 13 条は、附属機関等における委員の構成として、「市は、附属機関等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女のいずれか一方の委員の数が、総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない」と規定しています。

## 現状

- 本市の審議会等における女性委員は、平成 16 年度の 142 人から平成 26 年度では 215 人と増加していますが、女性委員比率では平成 26 年度で 29.9%にとどまっています。なお、職務指定を除くと、平成 26 年度が 45.1%であり、40%を上回っています。(図表 33)

図表 33 本市の審議会等における女性委員の推移



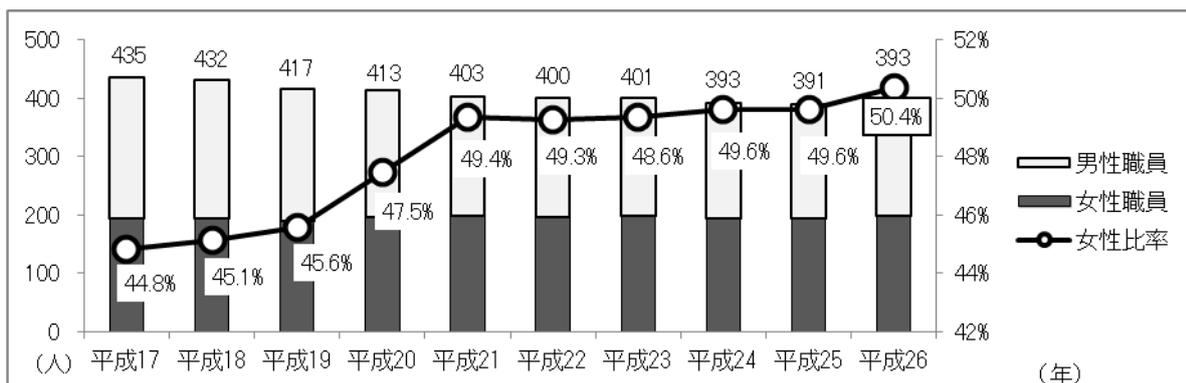
向日市審議会等	平成 16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
全委員数	452	447	483	585	612	694	718	737	693	716	720
女性委員数	142	154	161	179	178	190	209	226	192	208	215
女性委員比率	31.4%	34.5%	33.3%	30.6%	29.1%	27.4%	29.1%	30.7%	27.7%	29.1%	29.9%
女性委員比率 (職務指定を除く)							32.2%	39.3%	38.6%	41.2%	45.1%

資料：各年4月1日現在 市民参画課

- 本市職員の男女数の比率についてみると、平成 26 年 4 月現在、女性が 50.4%、男性が 49.6%と女性が初めて上回っています。(図表 34)

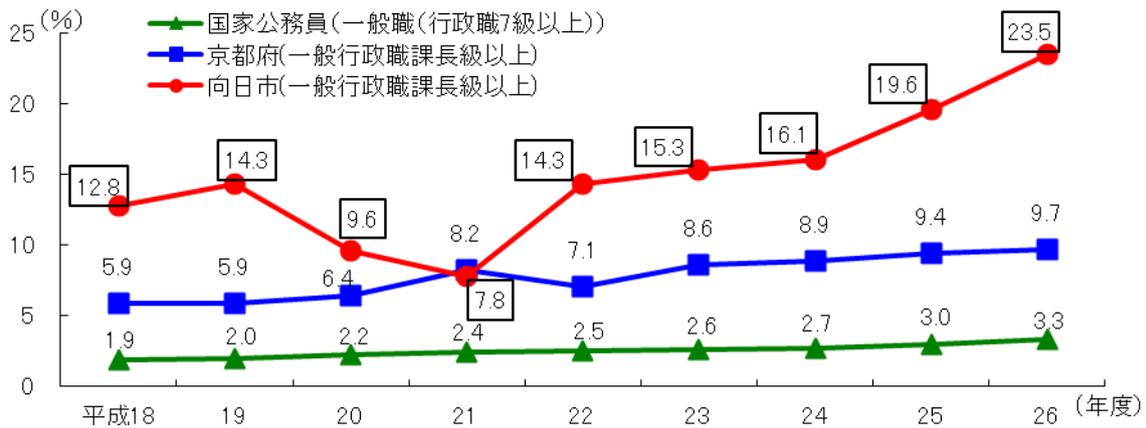
本市の一般行政職における女性管理職比率は、平成 18 年度以降 10%前後で推移していましたが、平成 26 年度は 23.5%と上昇しました。今後も、男女を問わず多様な経験を積めるよう、研修や人事配置等に配慮し、女性職員の管理職登用を進めていく必要があります。(図表 35)

図表 34 本市の女性職員の推移



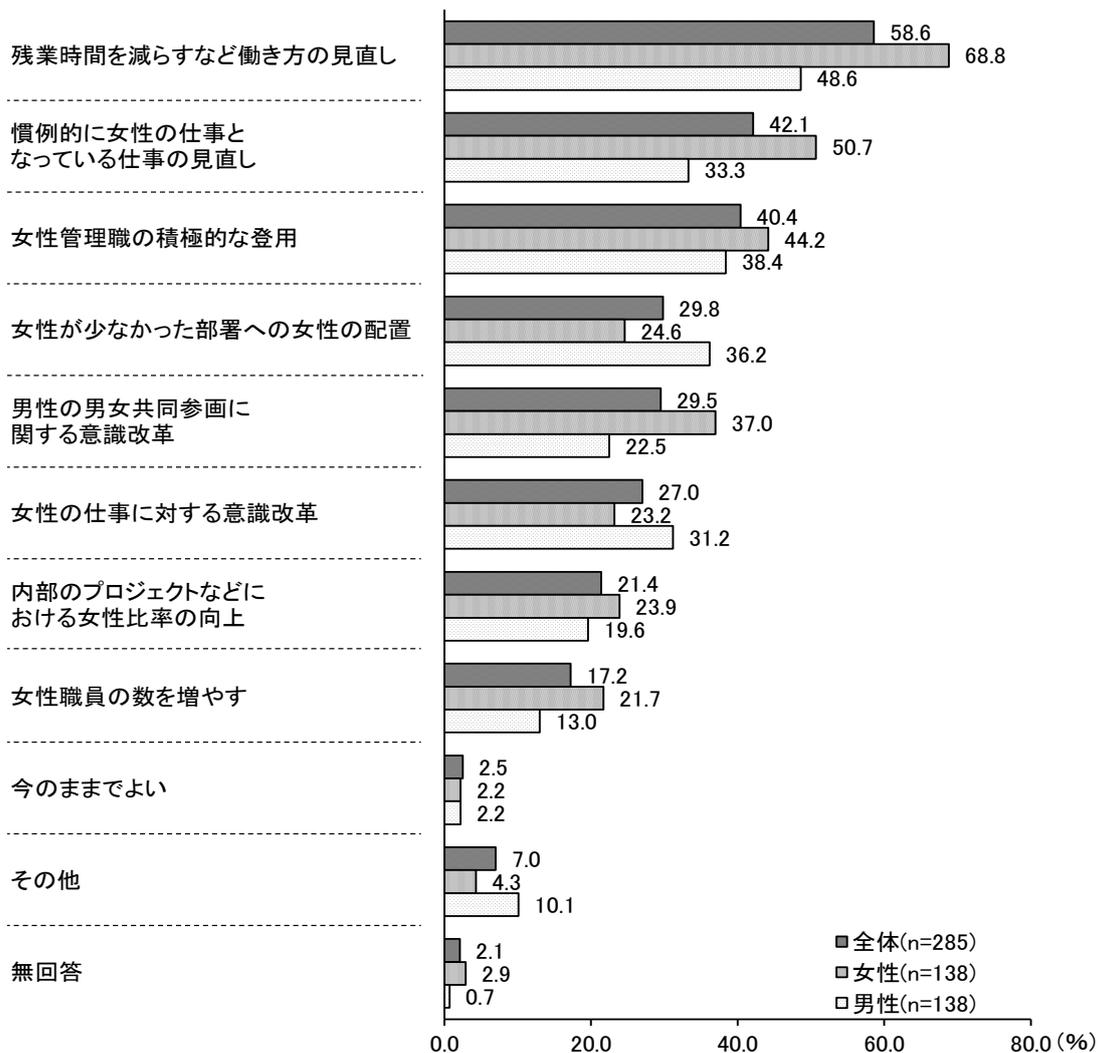
資料：市民参画課

図表 35 本市の女性管理職の推移



資料：市民参画課

図表 36 女性職員の職域拡大・登用を進めるために必要なこと（市職員）



資料：平成 26 年度職員意識調査

**基本施策****9 女性リーダーの発掘・育成・活用****取組方針と具体的施策**

- ◇ 女性の市政への参画を推進し、男女共同参画を推進する人材の発掘や女性リーダーの人材育成、男女共同参画の視点を持つ団体の活動支援に取り組みます。

施策番号	具体的施策	担当課
31	地域活動の中で女性が意思決定の場に参画していくため、女性リーダーの人材育成と女性団体への支援及びネットワーク化を促進する	市民参画課 産業振興課 生涯学習課
32	男女共同参画を推進する人材を発掘し、本市の男女共同参画事業への参画を推進する	市民参画課
33	男女共同参画の視点に立った活動に取り組む団体を支援する	市民参画課

## 基本施策

10

## 審議会などへの女性登用促進

## 取組方針と具体的施策

◇ 平成32年度までに審議会等への女性委員登用比率40%とする目標を達成するための取組を強化します。

施策番号	具体的施策	担当課
34	委員選定に関する起案については、全課を対象に市民参画課と協議を行う	全課
35	女性委員がゼロの審議会を解消するため、市民公募やポジティブ・アクション <sup>7</sup> を積極的に取り入れる	全課
36	個人情報に配慮しながら女性の人材情報を収集し、各課の委員選定時に提供する	市民参画課

<sup>7</sup> ポジティブ・アクション：

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、営業職に女性はほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半を占めている等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の事業所が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。なお、男女雇用機会均等法では、労働者に対し性別を理由として差別的取扱いをすることを原則禁止していますが、第8条において、過去の女性労働者に対する取扱いなどが原因で生じている、男女労働者の間の事実上の格差を解消する目的で行う「女性のみを対象にした取組」や「女性を有利に取り扱う取組」については法に違反しない旨が明記されています。(21世紀職業財団ポジティブ・アクション応援サイトより)

**基本施策**

11

**女性職員の登用促進****取組方針と具体的施策**

◇ 女性職員の育成と、管理職への登用を推進します。

施策番号	具体的施策	担当課
37	女性職員の職域拡大と管理監督者への登用を促進するため、女性職員が多様な経験を積むことのできる人事配置や職員研修の充実を図る	人事課
38	女性の管理監督者登用のため、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を推進する	人事課
39	男女共同参画の視点を反映した職員採用を行う	人事課

## 基本課題 5 働く場において男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進します

### 女性活躍推進計画

達成目標	男女がともにいきいきと働ける職場が増える			
成果指標	女性の継続就業 <sup>8</sup> を支持する市民の割合	平成 21 年度	現状値	目標値  40%  (平成 31 年度市民意識調査)
		30.8%	31.4%  (平成 26 年度市民意識調査)	

### 基本施策

- 12 就業における男女共同参画の推進
- 13 ワーク・ライフ・バランスの普及・促進
- 14 男性にとっての男女共同参画



考えてみましょう 男女共同参画

向日市男女共同参画推進条例では



■ 条例第6条は、事業者の責務として、「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活などの活動が両立できる職場環境の整備に努めなければならない」「事業者は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)その他男女共同参画に関する法令を遵守するとともに、その事業活動に関し男女共同参画の推進に努めなければならない」「事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない」と規定しています。

<sup>8</sup> 継続就業：

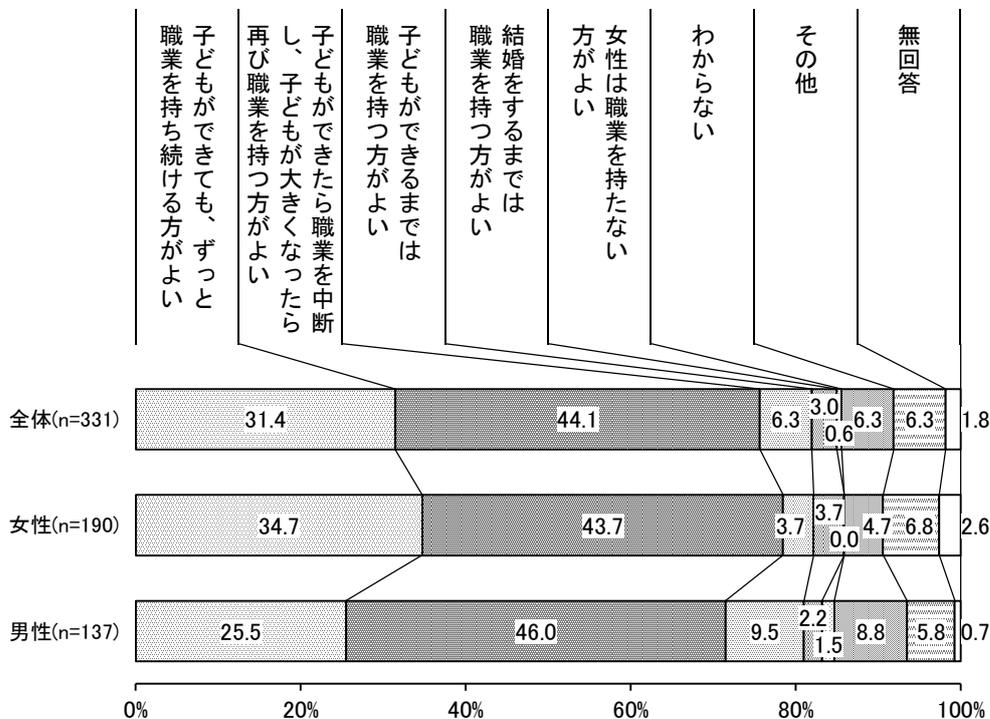
「結婚せずに仕事を続ける」「結婚するが、出産をせず、仕事を続ける」「結婚し、出産をし、仕事も続ける」を合わせたものです。

## 現状

- 本市の女性の仕事についての考え方として、一時中断型を望む傾向がみられました。(図表 37) このことから、子育てなどで仕事を辞めた女性が再就職できるよう支援する仕組みも求められています。

京都府内には、子育てをしながら仕事を探している人のための施設として、マザーズハローワーク烏丸御池や、その他府内3か所のハローワーク内にもマザーズコーナーが設けられており、京都府男女共同参画センター内の京都ジョブパークにおいてもマザーズジョブカフェが設置されています。子ども連れで来所しやすい環境を整備し、予約担当者制による職業相談や、セミナーの実施、保育所の情報や仕事と子育ての両立がしやすい求人情報等を提供し、総合的な就職支援が行われています。

図表 37 女性の働き方について（市民）

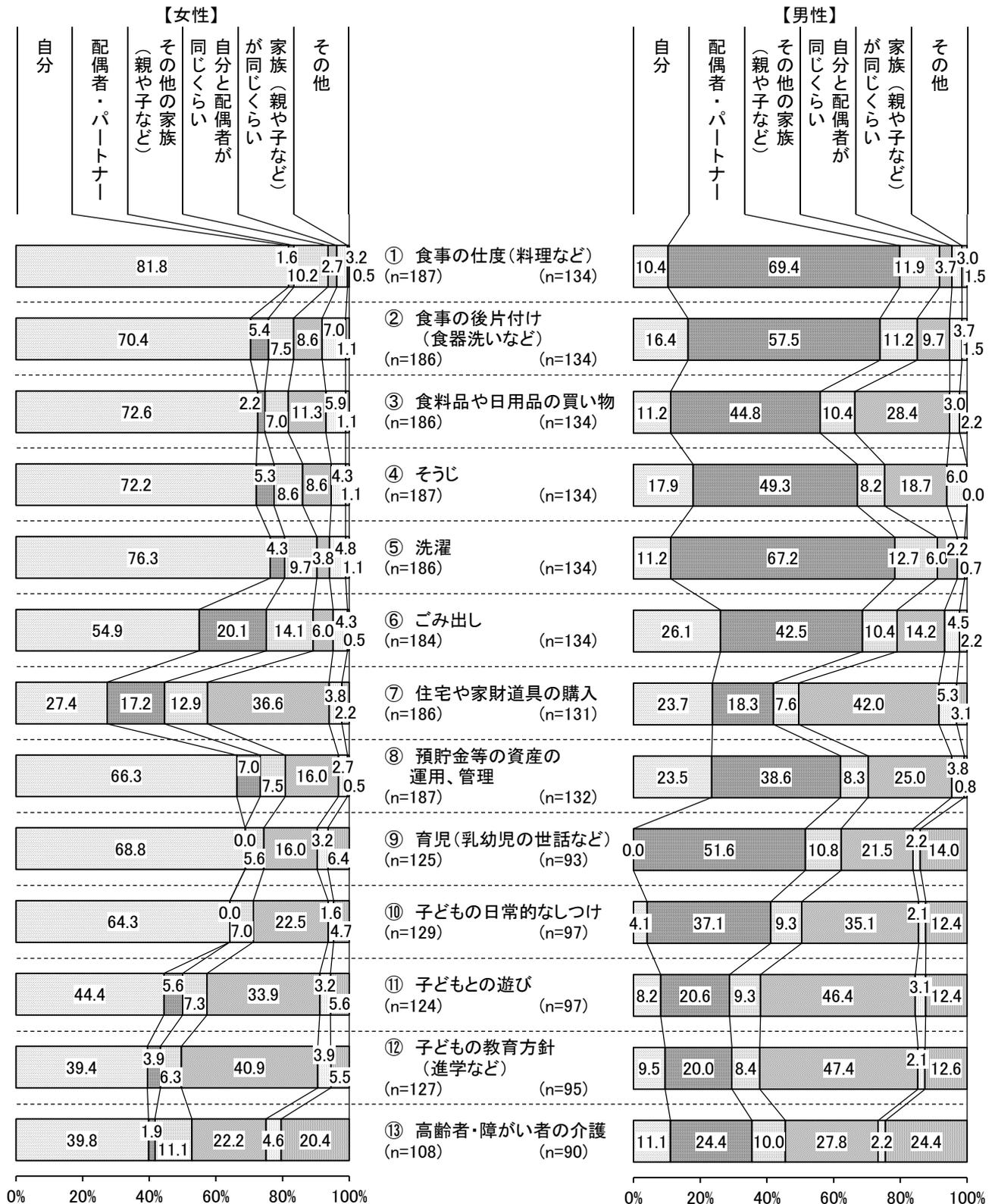


資料：平成 26 年度市民意識調査

- 男女共同参画社会は、女性だけでなく男性の積極的な参画がなければ実現できません。しかし、固定的性別役割分担意識は根強く、男女共同参画は「女性の問題」であり「男性の問題」ではないと考える人が多いのが現状です。

- 市民意識調査によると、家庭生活における役割分担は、家事、育児（乳幼児の世話など）、子どものしつけ、子どもの教育方針の決定や、高齢者・障がい者の介護など、家庭生活全般を女性が担当しています。男性は、ごみ出し、住宅や家財道具の購入、預貯金等の資産の運用、管理についての役割を「自分」と回答した人が2割いたものの、育児を担当している人は 0%でした。(図表 38)

図表 38 家庭での役割分担（無回答を除く）（市民）

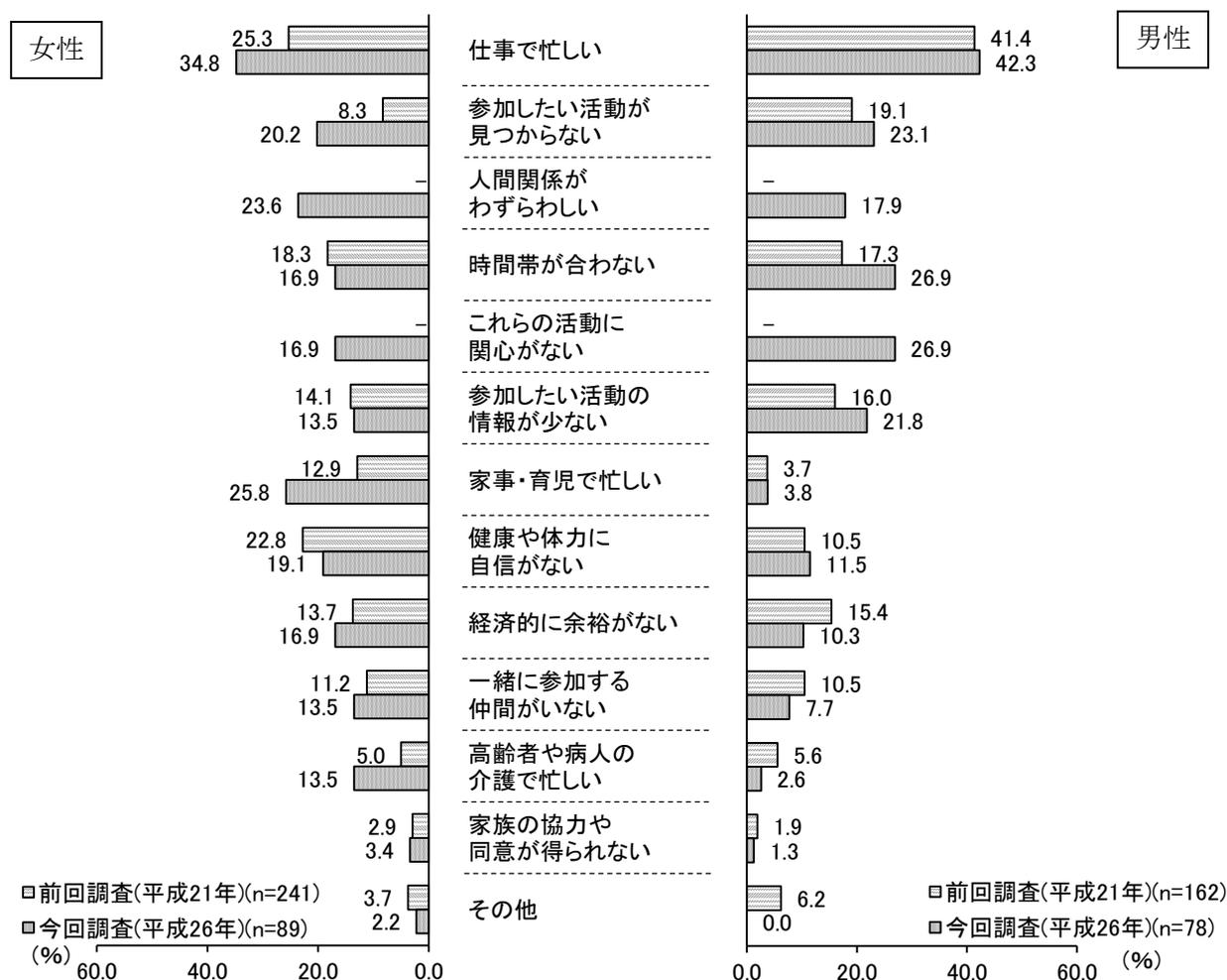


資料：平成 26 年度市民意識調査

■ 社会活動で障害になるものをたずねた調査結果では、最も多い回答が「仕事で忙しい」であり、これは男女とも数値に顕著に表れています。前回調査の女性 25.3%、男性 41.4%に対し、今回調査では女性 34.8%、男性 42.3%となっており、男女ともに前回よりも割合が高まっていることがわかります。また、今回調査の女性については、次いで「家事・育児で忙しい」の割合

が 25.8%と高くなっており、男性 3.8%との間に 22 ポイントの差がありました。(図表 39)

図表 39 社会活動で障害になるもの(市民)



資料：平成 26 年度市民意識調査

■ 男性が家庭生活に参画することによって生活・自活能力を高めたり、地域生活に参画することによってこれからの生き方を考えたりすることは、男性にとって重要であり、男性が暮らしやすくなることにもつながります。しかし現状は、職場での長時間労働を避けられない、介護や育児その他の事由による休暇をなかなか取ることができないなどの理由から、仕事と生活の両立が難しくなっていると言われています。

このことから、市民や事業所に働きかけ、ワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。職場においては、長時間労働の抑制など、働き方を見直し、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格においての男女差別をなくし、性別に関わらず働きやすい職場づくりを推進します。家庭においては、男性が積極的に家事や育児、介護等に関わり、男女ともに責任を分かち合えるよう、子育てや介護の担い手を支援する施策を充実させることが重要です。

また、「女性活躍推進法」に基づき、子育て中など就業を一時中断している女性の公正な職場復帰や、再就職や起業など、個人の意欲と能力が活かされる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していくことが必要です。

## 取組方針と具体的施策

- ◇ 農業や商工業を営む家庭において、男女が対等なパートナーとして経営等に参画できるよう環境整備に取り組むとともに、学習機会の提供を推進します。
- ◇ 自分のライフスタイルに合った多様な働き方を選択し、適正な労働条件が確保できるよう、男女がともに働きやすい環境づくりを促進します。
- ◇ 出産や育児などのために退職した女性の再就職や起業等へのチャレンジを支援します。

施策番号	具体的施策	担当課
40	農業、商工業などの自営業に従事する女性の役割が適正に認識・評価されるよう、家族経営協定など、家族間のルール化について啓発するとともに、女性の経営方針決定の場への参画を促進する	産業振興課
41	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画及び、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関して啓発を行う	市民参画課 産業振興課
42	事業所におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止について周知するとともに意識啓発を行う	市民参画課 産業振興課
43	事業所に対し、男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法などの法律遵守を働きかける	市民参画課 産業振興課
44	妊娠届出時に母性健康管理指導事項連絡カードを配布し、定期的な検診の受診を啓発する(就業における母性の保護)	健康推進課
45	女性の再就職やチャレンジを支援する支援機関や講座などについての情報提供を行う	市民参画課 地域福祉課
46	働く意欲をもつ女性に対し、国や京都府の関係機関と連携し、労働・雇用及び経営相談を行う	産業振興課
47	女性が幅広い職種・業務へ進出できるよう、女性の就労や起業をテーマにした講座や再就職準備講座、パソコン教室の開催など、能力開発のための研修機会を提供する	市民参画課 生涯学習課 産業振興課

**基本施策**

13

**ワーク・ライフ・バランスの普及・促進****取組方針と具体的施策**

- ◇ 仕事・家庭生活・地域生活の調和を図ることによって、多様な生き方が選択・実現できるようワーク・ライフ・バランスの考え方を普及させます。

施策番号	具体的施策	担当課
48	育児・介護休業制度の周知を図るとともに、特に男性労働者が取得しやすい環境づくりを事業主に啓発し、「カエル！ジャパン」キャンペーン <sup>9</sup> を普及促進する	地域福祉課 産業振興課
49	事業所の産業振興、社会貢献としての男女共同参画を促進するため、男女共同参画に積極的に取り組んだ事業所を広報紙や情報誌等で紹介する	市民参画課
50	経営層や従業員にワーク・ライフ・バランスの考え方を普及するため、事業所等への出前講座を行う	市民参画課

<sup>9</sup> 「カエル！ジャパン」キャンペーン：

内閣府がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組を推進するため行っているキャンペーンをいいます。

## 取組方針と具体的施策

◇ 男性の働き方を見直し、家庭生活や地域活動に参画できるよう支援します。

施策番号	具体的施策	担当課
51	男女がともに家事、育児、介護を協力して担い、また、地域活動に参画できるよう講座の開催や広報などを通じて啓発する	市民参画課
52	男性の家事、育児、介護への参画を促進するため、男性の育児・介護休業制度についての啓発や、男女がともに家庭生活において責任を持てるよう、講座などを通じ意識啓発を図る	市民参画課 生涯学習課
53	男性のための相談に関する情報の収集及び提供を行う	秘書広報課 市民参画課

## 基本課題 6 地域のみんで元気なまちをつくります

達成目標	あらゆる人が様々な分野でいきいきと活躍している			
成果指標	地域（社会の慣習やしきたり）において男女が平等であると感じる市民の割合	平成 21 年度	現 状 値	目 標 値
		26.1%	28.1% <small>（平成 26 年度市民意識調査）</small>	

### 基本施策

- 15 多様な活動への男女の参画促進
- 16 あらゆる人の社会参加の推進



考えてみましょう 男女共同参画

向日市男女共同参画推進条例では



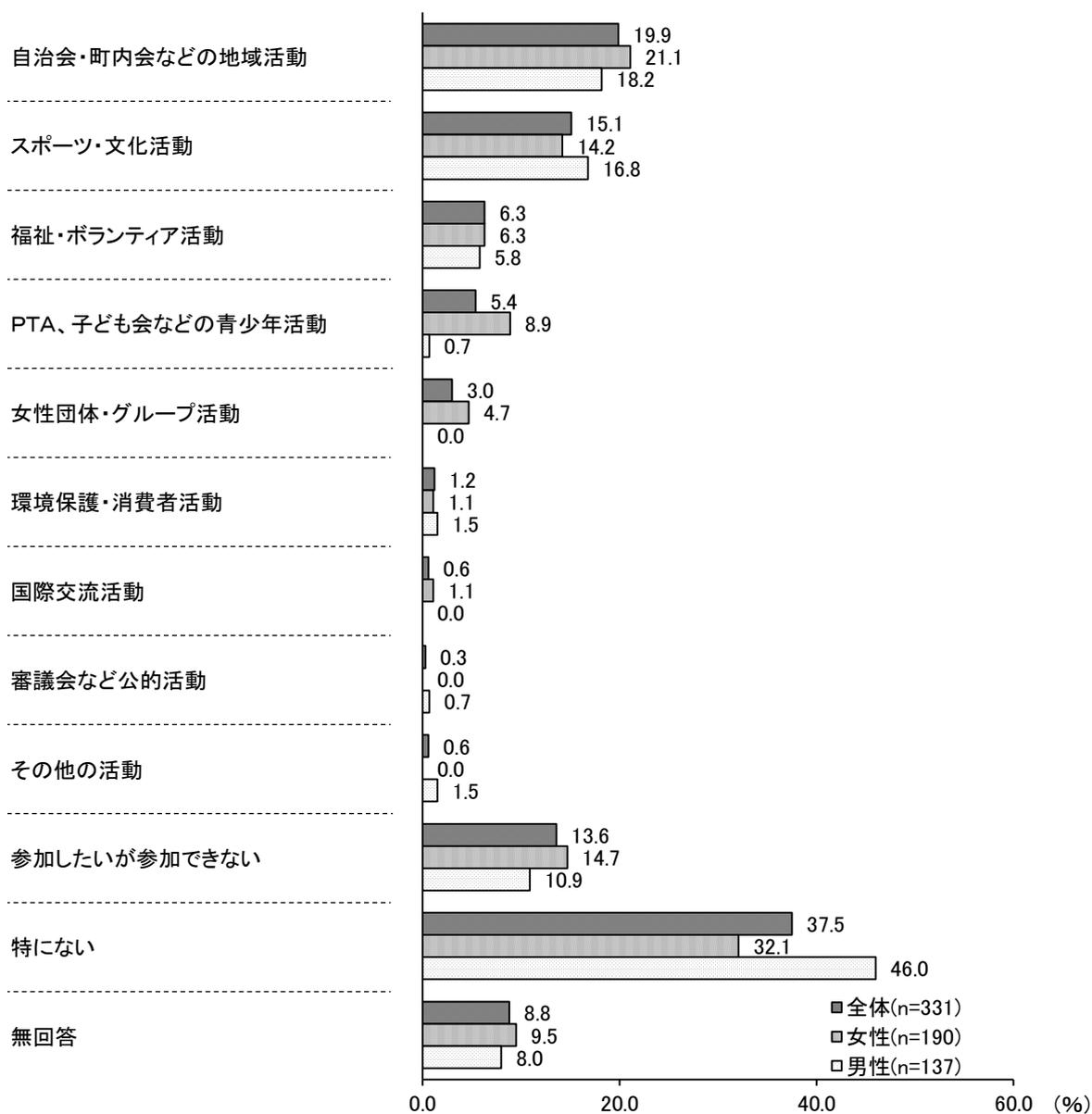
- 条例第3条は、「男女が個人としてその尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されるべきこと」「社会における制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択を阻害することがないように配慮されるべきこと」と規定しています。

## 現状

■ 近年、市民が互いに協力し合い、主体的に地域活動やボランティア活動、NPO活動等の社会活動に参画する動きがみられます。

市民意識調査においても、全体の4割が何らかの社会活動に参加しており、「自治会・町内会などの地域活動」「PTA、子ども会などの青少年活動」「女性団体・グループ活動」では女性の参加がやや多くなっています。(図表 40)

図表 40 現在行っている社会活動（市民）



資料：平成 26 年度市民意識調査

- 京都府内の自治会長に占める女性の割合は 2.4%であり、本市は1人もいない状況です。(図表 41)

図表 41 京都府内の自治会長の女性比率(平成 27 年)

	自治会長数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)
京都市	把握していない		
福知山市	327	0	0.0
舞鶴市	370	11	3.0
綾部市	196	3	1.5
宇治市	638	把握していない	
宮津市	102	3	2.9
亀岡市	23	0	0.0
城陽市	129	15	11.6
向日市	8	0	0.0
長岡京市	57	2	3.5
八幡市	49	7	14.3
京田辺市	47	1	2.1
京丹後市	210	3	1.4
南丹市	184	1	0.5
木津川市	32	0	0.0
大山崎町	60	8	13.3
久御山町	38	7	18.4
井手町	12	0	0.0
宇治田原町	15	0	0.0
笠置町	1	0	0.0
和東町	17	1	5.9
精華町	42	3	7.1
南山城村	把握していない		
京丹波町	85	0	0.0
伊根町	28	0	0.0
与謝野町	24	0	0.0
合 計	2,694	65	2.4

資料：内閣府男女共同参画局 平成 27 年 1 月公表

- 図表 16「各分野における男女の地位の平等感(前回比較)」(P19 参照)を確認すると、地域(慣習やしきたり)での男女平等感について、『平等』であると答えた割合は 28.1%と、前回調査(26.1%)を上回り、『男性優遇』(45.4%)は前回(52.7%)を下回る結果となっています。  
男女がともに地域課題に取り組み、地域活動を一層推進していくために、男女共同参画の視点から、社会の慣習やしきたりの更なる見直しが求められます。
- 活力ある地域社会を築いていくためには、高齢者も障がい者も含め、すべての人がともに社会を支える一員として認識され、いきいきと安心して暮らせることが大切です。そのためには、高齢者、障がい者の自立を支援し、社会参画を促進するための社会基盤づくりが必要です。

**基本施策**

15

**多様な活動への男女の参画促進****取組方針と具体的施策**

- ◇ 男女共同参画の視点から、社会の慣習を見直し、男女とも地域活動に積極的に参画できる社会をめざします。
- ◇ 災害時の避難所運営などについて、女性の参画を進めます。

施策番号	具体的施策	担当課
54	自治会・町内会などの地域活動において、習慣や慣習を見直し、男女共同参画を推進・啓発する	市民参画課
55	まちづくり活動やボランティア活動を行う団体への男女共同参画を推進するとともに、情報や活動の場の提供、ネットワークづくりなどの支援を行う	市民参画課 地域福祉課 生涯学習課
56	男女共同参画の視点を入れた防災体制を推進する	防災安全課

基本施策

16

あらゆる人の社会参加の推進

取組方針と具体的施策

- ◇ 高齢者も障がい者も個人の尊厳が保たれ、心身ともに健やかに自立した生活を地域で営むことができるよう、社会参画の促進を図ります。
- ◇ 高齢者・障がい者の生活支援の充実を図ります。

施策番号	具体的施策	担当課
57	高齢者の意欲と能力に応じ、シルバー人材センターなどを通じての就業機会の提供や、ボランティア活動などの社会参加、スポーツや生涯学習の機会を提供する	高齢介護課 老人福祉センター 生涯学習課
58	障がい者が地域で自立して生活できるよう、障がい福祉サービスの充実を図る	障がい者支援課
59	高齢者が社会的に自立できるよう、地域の交流を推進し、福祉施策の充実を図る	高齢介護課
60	市社会福祉協議会と連携し、福祉ボランティアの育成に努めるとともに、NPO活動などを支援し、協働を進める	市民参画課 地域福祉課
61	誰もが利用しやすい駅や道路、公共施設等、まちのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進する	企画調整課 障がい者支援課 高齢介護課 道路整備課
62	高齢者、障がい者の虐待防止のための啓発を行う	地域福祉課 障がい者支援課 高齢介護課

## 基本課題

## 基本施策

7 健康な暮らしと安心な子育て・介護を支えます

17 生涯にわたる女性の健康支援

18 子育て支援の充実

19 介護環境の充実

8 みんなの男女共同参画を広めます

20 子どもにとっての男女共同参画

21 生活上の困難に直面する男女への支援

## 基本課題 7 健康な暮らしと安心な子育て・介護を支えます

達成目標	子どもから高齢者まで地域で健やかな暮らしができる		
成果指標	通常保育事業（平日保育サービス）定員数	平成 22 年度	現 状 値
		990 人	1,067 人 (平成 27 年度)
			<b>目 標 値</b> <b>待機児童ゼロ</b> <small>※通年において</small> <small>(平成 32 年度)</small>

### 基本施策

- 17 生涯にわたる女性の健康支援
- 18 子育て支援の充実
- 19 介護環境の充実



考えてみましょう 男女共同参画

向日市男女共同参画推進条例では

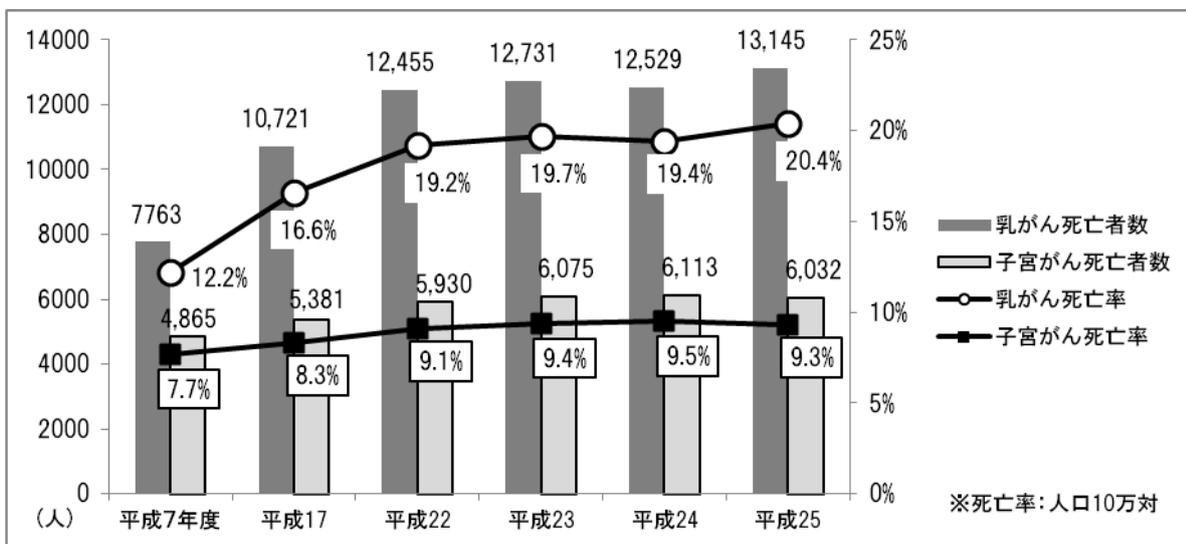


- 条例第3条は、「家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思に基づく職業生活その他の社会活動と両立できるようにすること」「男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関する事項について双方の意思が基本的に尊重されること及び生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにすること」と規定しています。

## 現状

- 男女が心身ともに健康で充実した生活を送るためには、生涯を通じた健康管理が大切です。とりわけ女性は、妊娠や出産の可能性をもった特性があり、ライフステージに応じた健康を確保することが必要です。本市では、女性特有の乳がん・子宮がん検診をはじめ、各種保健事業を実施しています。
- 平成25年度の乳がんによる女性死亡者数は、全国で13,145人、子宮がんは6,032人となっており、特に乳がんによる死亡数が増加しています。(図表42)

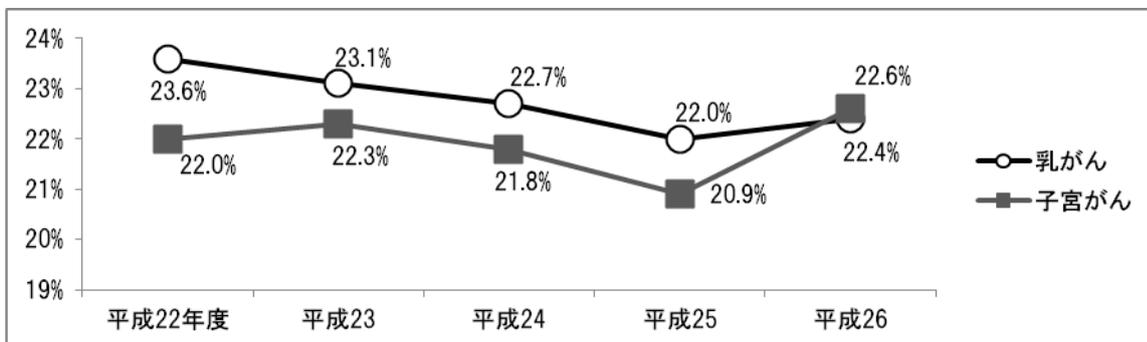
図表 42 乳がん、子宮がんによる女性の死亡の推移 <全国>



資料：各年人口動態統計

- 本市の女性がん検診の受診率(図表43)は、下記のとおりです。平成21年度からは、無料クーポン検診を実施しています。また、妊婦健康診査受診時にも子宮頸がん検査を実施しています。

図表 43 本市の乳がん・子宮がん検診の受診率



資料：健康推進課

■ 不妊治療の経済的負担軽減のため、不妊治療助成事業を実施しています。平成 23 年度からは人工授精による治療を助成対象に追加するとともに、助成額も増額しました。平成 26 年 10 月からは、男性不妊治療及び不育症による検査治療も対象としています。(図表 44)

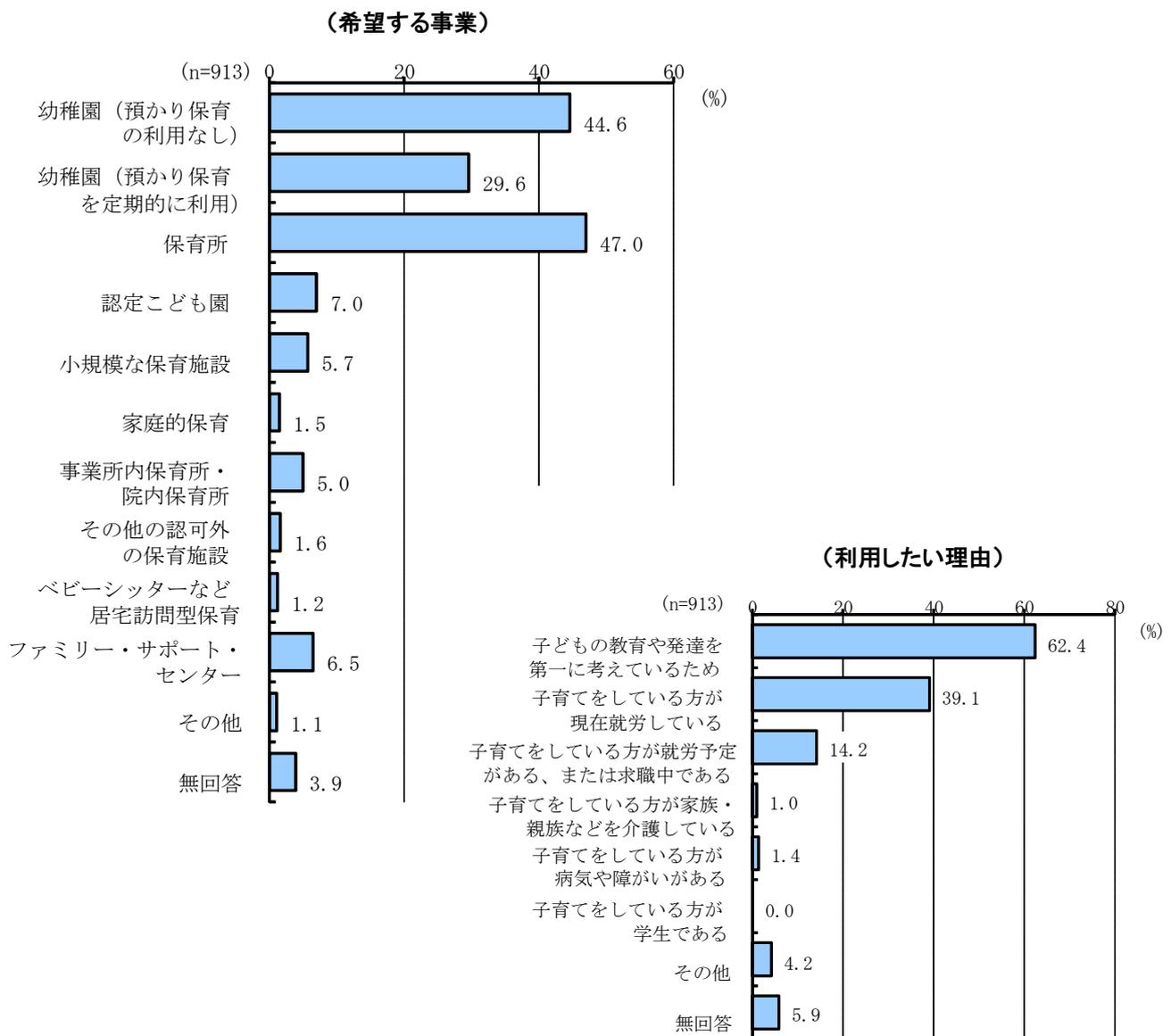
図表 44 不妊治療助成事業の実績

人

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
一般不妊治療	102	75	110	118	96
うち人工授精	-	18	39	43	27
不育症	-	-	-	-	1

資料：健康推進課

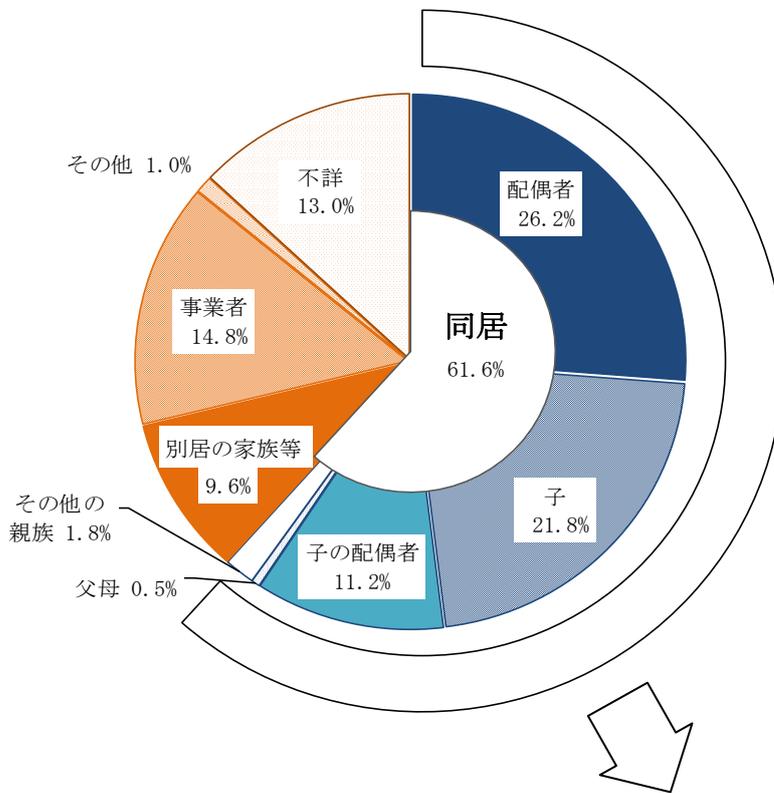
図表 45 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望(就学前)



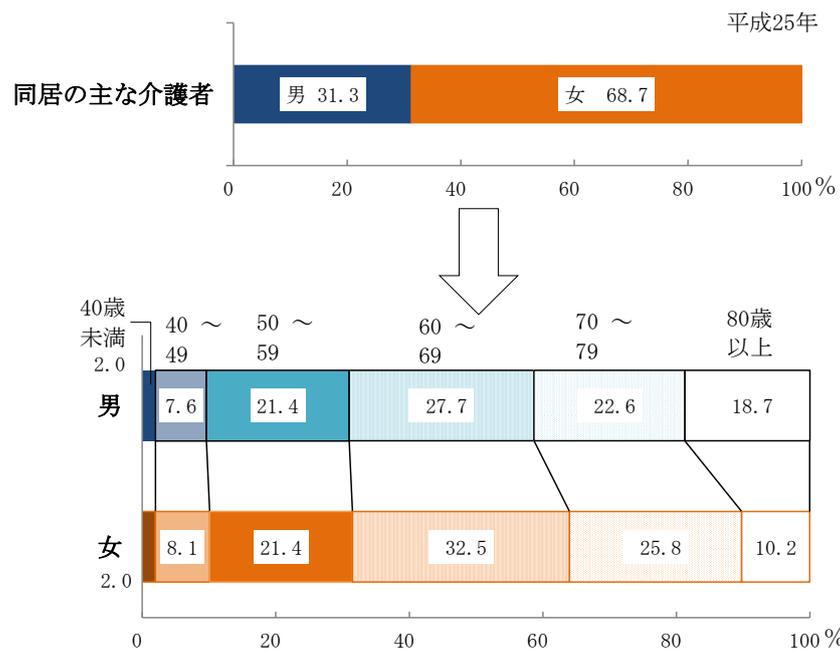
資料：向日市子ども子育て支援事業計画（平成 25 年実施アンケート調査結果）

■ 全国の介護の現状をみると、介護者の60.0%が同居の家族であり、中でも女性が約7割を占めています。家族みんなで、地域で、社会で支えあう意識と環境づくりが求められています。(図表46)

図表 46 主な介護者と要介護者等との続柄及び同別居の構成割合 <全国>



【性・年齢階級別にみた同居の主な介護者の構成割合】



資料：国民生活基礎調査（平成25年）

## 取組方針と具体的施策

- ◇ 男女が互いに性を尊重し合えるようリプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>10</sup>を認識し、理解を深めるための啓発を行います。また、エイズや薬物乱用防止を推進します。
- ◇ 妊娠・出産期における女性の健康管理を支援し、安心して妊娠・出産できる環境整備に努めます。
- ◇ 性差を踏まえた生活習慣病予防や心の健康保持を進め、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。

施策番号	具体的施策	担当課
63	女性の人権としてリプロダクティブ・ヘルス/ライツの正しい概念を周知するとともに、その視点に立った施策を推進する	市民参画課 健康推進課
64	性と生殖に関して健康であることの重要性や、低年齢化が進む性感染症やエイズなどに関する正しい知識の普及啓発を行い、その予防を含めた健康教育を実施する	学校教育課
65	妊娠、出産、不妊などの悩みや不安に対する相談及び支援体制の充実に努める	健康推進課 子育て支援課
66	あらゆる人の生涯を通じた健康の保持増進を図るため、成人期、高齢期など各ライフステージにおける保健サービスや、介護予防策等を推進する	高齢介護課 健康推進課
67	妊娠・出産期における母子保健サービスの充実に図る	健康推進課
68	不妊治療を行う市民の経済的負担を軽減する	健康推進課
69	女性の疾患である子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策を推進する	健康推進課
70	喫煙や受動喫煙、飲酒が健康に及ぼす影響を広く啓発し、予防対策を推進する。また、薬物乱用についてもその防止のための啓発等を実施する	総務課 防災安全課 健康推進課

<sup>10</sup> リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）：

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

施策 番号	具体的施策	担当課
71	食生活改善推進員などの健康づくりボランティアの育成を支援する	健康推進課
72	ライフステージに応じて主体的に健康づくりに取り組むための支援を行う	健康推進課 生涯学習課

## 取組方針と具体的施策

- ◇ 男女の多様なライフスタイルに対応するためにも、性別や就労のいかんにかかわらず安心して子育てができるよう、市民、地域が協働して子育て環境を整備します。

施策番号	具体的施策	担当課
73	一時保育や病児・病後時保育など多様なライフスタイルに対応した保育サービスや子育て支援の充実を図る	子育て支援課
74	留守家庭児童の保護・育成のための事業を充実させる	生涯学習課
75	子育てに関する必要な情報を提供するとともに、悩みに適切に対応できるよう、健康相談や育児相談の充実とともに家庭児童相談室の充実を図る	健康推進課 子育て支援課
76	子育てセンターや地域の子育て支援拠点において、育児に関する相談や情報提供を行い、子育てサークルの育成など地域交流を推進する	子育て支援課
77	住民相互の育児支援であるファミリーサポートセンター事業を推進する	子育て支援課
78	乳幼児を連れて利用しやすい公的施設をめざし、トイレの整備や託児室・授乳室などの設置に努める	総務課
79	公園などを整備し、子どもが安心して遊べる環境づくりに努める	公園住宅課

## 取組方針と具体的施策

- ◇ 家族介護者の多くが女性であり、多様なライフスタイルの実現を困難にしているという現状を踏まえ、介護・介助が必要となっても、家族のみに負担がかからないよう、福祉サービスの充実を図るとともに、相談体制や地域で支える仕組みづくりを推進します。
- ◇ 地域の様々な団体や住民が連携し、介護をみんなで支え合う活動を推進します。

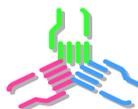
施策番号	具体的施策	担当課
80	介護保険制度を広く周知し、介護サービスの適切な利用を促進し、介護の社会化を推進する	高齢介護課
81	介護・介助の負担が家族に集中することがないように介護保険サービスや、高齢者福祉サービス、障がい福祉サービスの充実を図る	障がい者支援課 高齢介護課
82	男女共同参画の視点に立ち、高齢者やその家族等の様々な相談に対応するため、地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図る	高齢介護課
83	市社会福祉協議会、民生児童委員協議会など地域福祉活動を支える団体の活動を支援する	地域福祉課

## 基本課題 8 みんなの男女共同参画を広めます

達成目標	男女共同参画を身近に感じることができるようにする								
成果指標	「女と男のいきいきフォーラム」 男女参加人数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 22 年度</th> <th>現 状 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>参加人数</b>  <b>150 人</b>  <small>(午前・午後の平均)</small>                      ※ 女性 70%                      男性 30%                 </td> <td> <b>参加人数</b>  <b>350 人</b>  <small>(平成 27 年度 午前・午後の平均)</small>                      ※ 女性 70%, 男性 30%                 </td> </tr> </tbody> </table>	平成 22 年度	現 状 値	<b>参加人数</b> <b>150 人</b> <small>(午前・午後の平均)</small> ※ 女性 70% 男性 30%	<b>参加人数</b> <b>350 人</b> <small>(平成 27 年度 午前・午後の平均)</small> ※ 女性 70%, 男性 30%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目 標 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>参加人数</b>  <b>400 人</b>  <small>(平成 32 年度)</small> </td> </tr> </tbody> </table>	目 標 値	<b>参加人数</b> <b>400 人</b> <small>(平成 32 年度)</small>
平成 22 年度	現 状 値								
<b>参加人数</b> <b>150 人</b> <small>(午前・午後の平均)</small> ※ 女性 70% 男性 30%	<b>参加人数</b> <b>350 人</b> <small>(平成 27 年度 午前・午後の平均)</small> ※ 女性 70%, 男性 30%								
目 標 値									
<b>参加人数</b> <b>400 人</b> <small>(平成 32 年度)</small>									

### 基本施策

- 20 子どもにとっての男女共同参画
- 21 生活上の困難に直面する男女への支援



考えてみましょう 男女共同参画

向日市男女共同参画推進条例では

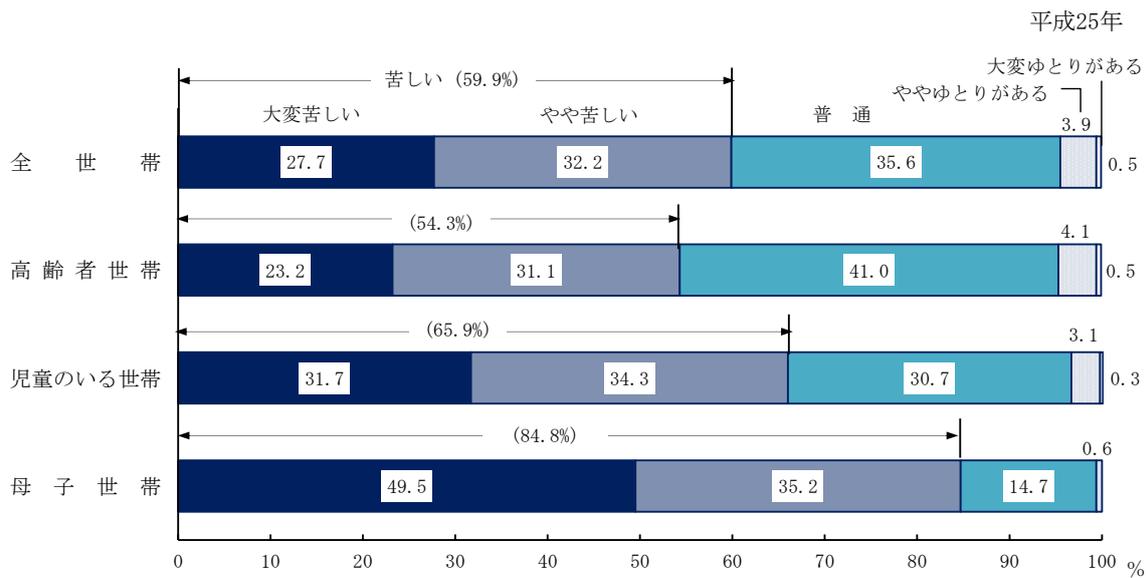


- 条例第3条は、「家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思に基づく職業生活その他の社会活動と両立できるようにすること」と規定しています。

## 現状

- 男女共同参画社会には、大人だけでなく、次代を担う子どもの参画も必要であり、子どもの頃から男女共同参画を理解し、将来を見通した自己形成ができるような教育、性差に応じて適切に自己管理ができるための健康教育や性教育を推進する必要があります。また、何より児童虐待を許さない地域社会を築いていくことが重要です。
- 母子世帯は、全国的に所得額が低く生活が苦しいとする割合が高くなっています。(図表 47)  
一般的に、女性が生活困難に陥る要因として、固定的性別役割分担意識が十分に解消されていないことから、女性が育児や介護などで就業を中断しやすいことや、就業構造から女性が相対的に低収入であり、不安定な非正規雇用につきやすいことがあるといわれています。このような働き方の積み重ねの結果、女性の年金水準等は低く、高齢期の経済的基盤が弱いという問題も生じています。また、女性に対する暴力も、自立に向けた就業や社会参加を一層困難なものにしています。

図表 47 生活意識別にみた世帯数の構成割合



## 取組方針と具体的施策

- ◇ 男女共同参画の視点に立った子どもの教育を進めます。
- ◇ 子どもの人権、安全・安心対策を推進します。
- ◇ 男女とも自分自身を大切にし、相手の心身の健康についても思いやりが持てるよう、思春期保健を推進します。

施策番号	具体的施策	担当課
84	家庭における子育てにおいて、ジェンダーの視点で子どもに接してもらえるよう、保護者などへの啓発を進める	子育て支援課
85	PTA活動や地域活動などにおいても、性別に基づく固定的な役割分担を前提に運営されることのないよう留意する	学校教育課 生涯学習課
86	性と生殖に関して健康であることの重要性や、性感染症、エイズなどに関する正しい知識の普及啓発を行い、その予防を含めた健康教育を行うとともに、喫煙や飲酒が体に及ぼす影響についての啓発、薬物乱用防止のための施策を推進する	防災安全課 健康推進課 学校教育課
87	学校教育においてメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力）向上のための取り組みを推進する	学校教育課
88	児童の虐待防止のための啓発を行うとともに、「要保護児童対策地域ネットワーク協議会」により、関係機関、地域との連携を図る	地域福祉課 障がい者支援課 子育て支援課 学校教育課

**基本施策**

21

**生活上の困難に直面する男女への支援****取組方針と具体的施策**

- ◇ 安定した生活のため、生活環境面での支援を行います。
- ◇ ひとり親家庭が抱える子育て、就業及び養育費等の相談に対応するため、ハローワーク等との連携を図り、相談窓口の周知、自立に必要な情報提供を行います。

施策番号	具体的施策	担当課
89	ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、生活支援や経済的支援、情報提供等、自立に向けた支援を実施し、また、生活上困難に直面する世帯に対し、公営住宅の入居等、住宅に関する支援を行う	地域福祉課 子育て支援課
90	求人情報の迅速・円滑な提供と効率的な専門の相談員の指導が受けられるよう、ハローワーク等との連携を強化する	地域福祉課



## 第5章 計画の推進

---

# 1 庁内推進体制の充実

## (1) 庁内体制の充実

向日市男女共同参画庁内推進会議を中心として、庁内推進体制の強化を図るとともに、市職員がジェンダーの視点で執務にあたることができるよう、計画的に研修を実施します。

## (2) 男女共同参画モデル職場の推進

男女共同参画の規範となる職場づくりをめざし、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を定め、男女共同参画を推進していきます。

## (3) 市政への反映

条例第 11 条には、市はあらゆる施策の実施において、男女共同参画の推進に配慮することが規定されています。市職員が施策の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画に配慮し、男女の社会における活動の選択に対して中立的な立場に立った市政を推進します。

## (4) 男女共同参画推進のための施設等の整備

条例第 14 条は、市は男女共同参画に関する施策を実施し、市民による男女共同参画の取組を総合的に支援するための拠点施設の整備に努めるものと規定していることから、市民のニーズに合った拠点施設を整備します。

# 2 連携・協働の推進

## (1) 条例の普及

平成 18 年 3 月、条例の施行により、男女共同参画社会を実現するために必要な理念の明確化を図り、市・市民・事業者の責務を定めるとともに、性別による権利侵害の禁止（条例第 7 条）、教育における男女共同参画の推進（条例第 8 条）、性的な表現を行わないなどの情報に関する留意（条例第 9 条）、市が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策への苦情の申出（条例第 18 条）、男女共同参画の推進を阻害

する要因によって人権が侵害された場合の被害者の相談（条例第 19 条）など、男女共同参画の推進力が強化されました。しかし、市民、事業者の認知度は決して高いとはいえない状況にあり、今後も一層のPRを行っていきます。

## （２）連携・協働の推進

条例第 17 条では、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、連携及び協働や情報提供等が謳われましたが、国の第 4 次基本計画に示されるように、本市においても性別役割分担意識の解消に対する取組も不十分であり、男女共同参画はあらゆる人々の課題であるにもかかわらず、身近な生活に関係しているという認識の広がりには欠けているなど課題が残りました。

本市の男女共同参画の実現をめざしていくため、市と市民・事業者との連携を強めることはもちろんのこと、市民間、事業者間、市民と事業者など様々な立場の構成員が連携し、協働する機運を高めていきます。

## （３）国・京都府・自治体間の協力関係

国・府や近隣自治体、類似した課題をもつ自治体などとも男女共同参画の推進を媒体にした協力関係を築いていきます。

# 3 進行管理・調査研究

## （１）進行管理

条例第 12 条に基づき、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表します。

## （２）調査研究

条例第 15 条に基づき、男女共同参画の推進に関し必要な調査研究にも継続的に取り組み、次期計画策定時には、市民・市職員等を対象とした男女共同参画に関する意識調査を実施し、実態把握に努めます。